を省略することができる。

参看 三七七号

一四四 修正案の提出には、理由書を附するを要しない。

議案に対する修正案を提出するには、必ずしも理由書を附することを要しない。

参看 一二六号、二七九号

一四五 参議院に対し委員会の審査省略の要求をするには、書面をもつてする。

議案について、院議により参議院に対し委員会の審査省略を要求するに決したときは、議案の提出とともに書面でこれを要求する。その事例は、次の通りである。

第三回（臨時）国会昭和二十三年十月十一日、第五回（特別）国会昭和二十四年五月十日、第二十一回国会昭和三十年一月二十一日

参看 一二七号、四八二号

一四六 委員会の審査省略の要求又は議案の正誤は、書面をもつてする。

議員が委員会の審査省略を要求しようとするとき、又は参議院及び内閣が本院の委員会の審査省略を要求しようとするときは、議案の提出とともに書面でこれを要求する。

参議院及び内閣から委員会の審査省略の要求があつた事例は、次の通りである。

第三回（臨時）国会昭和二十三年十一月二十六日（参議院）、第四回国会昭和二十三年十二月十三日（内閣）、同十二月二十二日（参議院）、第六回（臨時）国会昭和二十四年十一月二十九日（同上）、第十回国会昭和二十五年十二月十日（内閣）、第十三回国会昭和二十七年六月二十八日（同上）、第十九回国会昭和二十八年十二月二十四日（同上）

内閣提出議案の正誤をしようとする場合は、内閣総理大臣官房総務課長から本院議事部長宛に書面をもつてする。議員提出議案の正誤も亦書面をもつてする。

参看 一二六乃至一二八号、一八〇号、二一一号、三三八号

国六五条
国八三条

第二節　議案等の送付、回付及び通知

一四七　議案等の送付、回付、通知等は、議決後、直ちにその手続をとるのを例とする。

議案等の送付、回付又は議決の通知は、議決後、直ちにその手続をとるのを例とするが、修正議決の場合、議事の終了が午後十二時直前に及んだ場合、その他特別の事情があるときは、翌日その手続をとつたことがある。

第八回（臨時）国会昭和二十五年七月二十二日、本院は地方税法案を修正議決したが、その送付の手続は、午後十二時以後にこれを行つた。

参看　七号、一六三号、一六四号

国八三条

一四八　議案等の送付、回付、通知等は、一定の様式による。

議案等の送付、回付、議決の通知、送付の通知及び両院協議会の請求については、一定の様式による。

又、憲法第五十九条第四項により法律案を否決したものとみなした通知及び憲法第六十条第二項後段により予算について衆議院の議決が国会の議決となつた通知についても同様である。

参看　一六六号

一四九　議案等の送付又は回付は、本書を用いる。

議員発議の法律案を議決して参議院に提出する場合は、その法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。又、修正議決された場合は、刷り直して提出するのを例とするが、その修正が簡単な場合は、単に印本に修正部分を記入して提出することがある。

参議院提出法律案が本院において修正議決された場合は、本書の外、その議案の印本に修正部分を記入したものを添附して回付する。

内閣提出議案を可決して参議院に送付する場合は、本書を用い、修正議決して送付する場合は、本書の外、その議案の印本に修正部分を記入したものを添附し、又、参議院に回付する場合は、参議院から送付された本書の外、その議案の印本に本院における修正部分を記入したものを添附する。

参看 一六八号、一六九号

国一九条
国二一条
国二二条
国二八条
国二九条

一五〇 議案等の送付、回付、通知等には、議長が記名押印し、事務総長が末尾に記名押印する。

議案等の送付、回付、議決の通知には議長が記名押印し、事務総長がその末尾に記名押印する。議長が欠位のときは、法律の奏上又は議案の送付、通知等にはすべて副議長が記名押印する。

参看 一二七号、一六五号、一六七号

第三節　議案等の印刷及び配付

一五一 議員発議の議案、修正案及び議案の正誤は、これを印刷に付する。

議員発議の議案及び修正案は、様式、用字等を議長において整理した後印刷に付するのを例とする。議案の正誤は、議長においてこれを印刷に付するのを例とする。

参看 一三四号、一五四号、一五五号

国五九条
国三〇条
国三五条
衆二八条

一五二 参議院から提出、送付又は回付された議案、内閣から提出された議案及び内閣の修正書は、直ちにこれを印刷に付する。

参議院からの提出議案、予備審査のため送付された案及び回付案は、直ちにその全部を印刷に付する。

内閣の提出議案及びその予備審査のため送付された案は、議院の委託により予め内閣において印刷するので、その提出文又は送付文のみを直ちに印刷に付する。而して、参議院から内閣提出議案を可決し送付してきた場合は、送付文及び提出文のみを、修正議決の場合は、あわせて修正の部分をも直ちに印刷に付する。

内閣からの修正書は、直ちにその全部を印刷に付する。

参看　一五四号、一五五号

一五三　内閣又は人事院等の報告、勧告、意見等は、議長においてこれを印刷して配付するのを例とする。

内閣又は人事院等からの報告、勧告、意見等は、概ね議長においてこれを印刷して配付するのを例とするが、議員に配布する分を持参してきた場合は、そのままこれを各議員に配付する。

一五四　特別の事情があるときは、議案を会議に付した後又は議了の後、これを印刷に付する。

議員発議の議案、修正案、委員会報告書、参議院の回付案、両院協議会成案で、緊急上程の必要、会期切迫等の事由により印刷をする暇がない場合は、会議に付した後又は議了の後にこれを印刷に付することがある。

一五五　議案その他の書類は、議員控室に備付の文書函にこれを配付する。

急を要する場合は、議席に配付する。

議案その他の書類は各議員控室に備付の文書函にこれを配付する。しかし、急を要する場合は議席にこれを配付する。

なお、国務大臣及び政府委員に対しては、配付係に備付の各省別文書函に配付する。

参看　二一三号

第四節　議案の修正又は撤回

一五六　議案の修正又は撤回の請求は、書面をもつてする。

議員発議の議案及び修正案を発議者が撤回しようとするとき、又は内閣提出の議案を内閣が修正又は撤回しようとするときは、書面をもつてする。

なお、内閣から修正又は撤回を求めるには、内閣総理大臣が記名押印した文書をもつてする。

参看　一六一号、一七五号、三四一号、三五八号

一五七　議員発議の法律案について撤回を許可したときは、参議院に通知する。

内閣提出の議案について修正又は撤回を承諾したときは、参議院及び内閣に通知する。

議員発議の法律案について、議員がこれを撤回したとき又は委員会若しくは会議において撤回を許可したときは、その旨を参議院に通知する。

内閣提出の議案について、内閣が修正、撤回をしたとき又は院議により修正、撤回を承諾したときは、その旨を参議院及び内閣に通知する。

一五八　内閣提出の議案の修正又は撤回について、国務大臣がその理由を述べる。

内閣提出の議案の修正又は撤回について、国務大臣がその理由を述べ、これに対して議員から質疑をしたことがある。即ち、第二回国会には、予算の撤回について国務大臣の説明及びこれに対する質疑が、第四回及び第五回(特別)国会には、法律案の修正について議員から質疑が(国務大臣の説明はなかつた。)、第六回(臨時)国会には、予算の修正について国務大臣の説明が、又第十七回(臨時)国会には、予算及び法律案の修正について国務大臣の説明及びこれに対する質疑が行われた。

一五九　議員発議の議案の撤回は、発議者全部の請求を必要とする。

議員発議の議案の撤回は、発議者全部の請求を必要とするが、賛成者の同意は必要としない。

参看　一二六号

一六〇　議案の撤回は、概ね許可又は承諾される。

議案は、議題とならない前は何時でも撤回できるが、議題となつた後は、議員発議の議案については委員会又は議院の許可が、又内閣提出の議案については議院の承諾がなければ撤回することができない。而して、撤回の請求は、議題となつた後においても概ね許可又は承諾されるのを例とするが、ただ、第九回帝国議会、明治二十九年二月二十五日に決議案の撤回を院議で拒否した例がある。

参看　二八七号、三四一号

一六一　撤回した議案は、再び提出することができる。

議員発議の議案について、提出者の変更、内容又は字句の変更等のため撤回し、その後再びこれを提出したことが少くない。

内閣提出の議案について、第一回国会以来、内閣の更迭又は内容の変更等のため撤回し、その後再び提出したことがある。その事例を挙げれば次のとおりである。

第一回(特別)国会　昭和二十二年九月二十七日内容補足のため撤回、同年十一月十八日再提出、内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

同　昭和二十二年九月二十七日内容補足のため撤回、同年十一月二十四日再提出、内務省官制廃止に伴う法令の整理に関する法律案

第二回国会　昭和二十三年二月二十四日同年同月五日予算委員会において編成替を求めるの動議が可決されたため撤回、同年二月二十四日再提出、昭和二十二年度一般会計予算補正(第13号)(昭和二十二年度特別会計予算補正(特第8号)となる。)　昭和二十二年度一般会計予算補正(第14号)となる。)

同　昭和二十三年四月五日内容変更のため撤回、同年六月四日再提出、郵便法の一部を改正する法律案(郵便法等の一部を改正する法律案となる。)

同　昭和二十三年十一月十日内閣更迭及び内容変更のため撤回、同年十一月十五日再提出、逓信省設置法案(郵政省設置法案及び電気通信省設置法案となる。)

第六回(臨時)国会　昭和二十四年十一月二十九日内容変更のため撤回、同年十一月二十九日再提出、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案
第十五回(特別)国会　昭和二十七年十二月十三日内容変更のため撤回、同年十二月十三日再提出、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
なお、国会開会中内閣が更迭したとき、前の内閣から提出されている議案について、新内閣から引続き審議の申入れをしたことがある。
第二回国会　昭和二十三年三月三十日芦田内閣総理大臣から、片山前内閣総理大臣より本院に提出した次の議案についてその審議をすすめられるようとの申入れがあつた。
一、電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案
なお、さきに参議院に提出し予備審査のため本院に送付された次の議案について、その審議をすすめられたい旨参議院議長に申出ておいたから、審査継続方然るべくとの申入れがあつた。
一、郵便為替法案
一、郵便振替貯金法案
一、家畜用血清類取締法案
第十五回(特別)国会　昭和二十七年十一月四日吉田内閣総理大臣から、吉田前内閣総理大臣より本院に提出した次の議案についてその審議をすすめられるようとの申入れがあつた。
一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
一、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案
一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
なお、さきに参議院に提出し、予備審査のため本院に送付された次の議案について、その審議をすすめられたい旨参議院議長に申出ておいたから、審議継続方然るべくとの申入れがあつた。
一、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

参看　三四一号

一六二　議案に対する内閣の修正は、原案に織り込まれるものとする。

内閣提出の議案に対する内閣の修正が議院の承諾を得たとき、又は議院の会議若しくは委員会において議題となる前に内閣の修正があつたとき、その修正は、原案に織り込まれるものとする。

第五節　法律等の奏上又は送付

一六三　法律の奏上は、議決の当日これをするのを例とする。

参議院から提出、送付、回付された法律案及び参議院送付の両院協議会成案を本院において可決又は同意したとき、又は本院で出席議員の三分の二以上の多数で本院議決案を再び可決したときは、議長は、これを整理の上その当日内閣を経由して奏上し、同時にその旨を参議院に通知する。但し、その議決がその当日の午後十二時直前の場合又は修正が複雑な場合は、その翌日に奏上したことがある。

第七回国会　昭和二十五年四月二十六日、本院は電波法案及び放送法案（いずれも参議院回付）の参議院の修正に同意したが、その奏上の手続は、午後十二時以後にこれを行つた。

参看　一四七号

一六四　法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、議決の当日これをするのを例とする。

法律案以外の国会の議決を要する議案（憲法第八条の規定による議決案、予算、条約、承諾を求めるの議案、国会の承認を求めるの件等）が、参議院から送付、回付され、本院においてこれを可決又は同意したとき、参議院送付の両院協議会成案を可決したとき、又は憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となつたときは、議長は、これを整理の上その当日内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。但し、その議決がその当日の午後十二時直前の場合又は修正が複雑な場合は翌日に送付したことがある。

又、憲法第九十五条の特別法の送付通知は、議決の日以後数日中にするのを例とする。

なお、決算等が議決されたときは、これを内閣に通知するが、参議院には通知しないのを例とする。

参看　一四七号

一六五　法律の奏上書には、議長が記名押印し、事務総長が末尾に記名押印する。

内閣総理大臣の指名の奏上書には、議長が署名し、事務総長が末尾に

署名する。

法律の奏上書には、議長が記名押印し、事務総長がその末尾に記名押印する。内閣総理大臣の指名の奏上書には、議長が署名し、事務総長がその末尾に署名する。

参看　一五〇号、五一八号

一六六　法律の奏上並びに法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知は、一定の様式による。

法律の奏上並びに法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知は、一定の様式による。

参看　一四八号

一六七　法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知は、議長が記名押印し、事務総長が末尾に記名押印する。

法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知は、議長が記名押印し、事務総長がその末尾に記名押印する。

参看　一五〇号

一六八　法律の奏上には、印本を用いる。

法律の奏上には、提出された本書の印本を用い、修正議決の場合はその印本に修正を記入したものを用いる。

参看　一四九号

一六九　法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、印本を用いる。

法律案以外の国会の議決を要する議案を内閣に送付する場合は、議決された議案の提出文及び理由書を除いた印本を用い、修正議決された場合は、印本に修正を記入したものを用いる。

参看　一四九号

第六節　継続審査の議案

一七〇　閉会中審査するに決したときは、直ちにこれを参議院及び内閣に通知する。

国　四七条
国　六八条

議院の議決により、常任委員会及び特別委員会が閉会中もなお案件を審査することに決したときは、直ちにこれを参議院及び内閣に通知する。

参看　一一六号

国　六八条

一七一　後会に継続した議案は、会期の始めに付託するのを例とする。

後会に継続した議案は、会期の始めに議長がそれぞれさきの常任委員会に付託する。特別委員会において閉会中審査した議案は、次の会期の始めに、改めて特別委員会が設けられた場合は、これに付託する。

参看　九五号、二一三号

国　八三条の四

一七二　後会に継続した議案が議決されたときは、参議院に送付する。

本院において後会に継続した国会の議決を要する議案が議決されたときは、その議案が前の会期において参議院で議決されている場合においても、すべてこれを参議院に送付する。

参看　一四七乃至一五〇号

国　八三条の四

一七三　参議院において後会に継続した議案が本院に送付されたときは、委員会に付託する。

参議院において後会に継続した国会の議決を要する議案が本院に送付されたときは、その議案が前の会期において本院で議決されている場合においても、議長は、すべてこれを適当の常任委員会に付託する。

憲六〇条

参看　二一三号

一七四　参議院は、予算については閉会中の審査に付することができない。

予算は、憲法上衆議院に先議権があるので、参議院が予算を閉会中審査に付するときは、次の国会で参議院が予算を先議することになるから、閉会中審査に付することはできない。但し、予備審査の場合は、この限りでない。

国五九条

一七五　後会に継続した議案を撤回する。

後会に継続した議案を付託する前に、内閣から撤回の申出があり、議院においてこれを承諾したことがある。即ち、第三回（臨時）国会昭和二十三年十一月十日、本院は、第二回国会に内閣から提出された逓信省設置法案外七件の撤回を承諾した。

参看　一五六号

国五五条
衆一〇八条
衆一〇九条

第二編　会議

第一章　議事日程

第一節　議事日程の記載

一七六　議事日程記載の順序は、議長がこれを定める。

議事日程を定めるのは、議長の職権であるので、その順序も、また議長がこれを定める。

議事日程の記載は、概ね次の順序によるのを例とする。

一　議院の構成に関するもの

1　議長、副議長の選挙

2　議席の指定

3　会期の件及び会期延長の件

4　常任委員長の選挙及びその辞任

5　事務総長の選挙
6　特別委員会設置の件
7　常任委員長解任決議案
8　懲罰事犯の件
9　議員逮捕につき許諾を求めるの件
10　両院協議会協議委員の選挙

二　内閣総理大臣の指名その他
1　内閣総理大臣の指名
2　内閣不信任決議案、国務大臣不信任決議案
3　国務大臣の演説及びこれに対する質疑並びに国会法第五十六条の二による議案の趣旨の説明及びこれに対する質疑

四　議案
1　予算
2　両院協議会成案、回付案
3　決算、条約、法律案、予備費使用総調書、その他の議案

これらの議案は、委員会の報告の順序により委員会別に記載するのを例とする。

五　請願は、他の議案と区別し、常任委員会別に番号を附し、議事日程を別冊に作成する例である。

なお、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件及び国家公務員の任命につき同意又は事後承認の件を議事日程に記載するときは、その首位に置く例である。

参看　一九六号、二九二号第二の(六)三九〇号

一七七　延会された議案は、次会の議事日程の首位に記載する。

議事日程に記載された議案で延会されたものは、これを次会の議事日程の首位に記載する。而して、延会の形式によるときは議事日程の作成につき不便が少くないので、第一回国会以来、議事日程延期の動議を提出するのが例である。

参看　一九九号、二〇九号

一七八 延期された議案は、次会の議事日程に記載し又は記載しない。

議事日程に記載された議案で、当日議了の見込がないときは議事日程を延期するの動議を提出するのが例である。而して、延期された議案は、次会の議事日程に記載するが、場合によつては記載しないこともある。

参看 一九九号

一七九 議事日程には、議案の提出者を表示する。

議員発議の議案、参議院又は内閣提出の議案を議事日程に記載するときは、その件名の下に（某君提出）、（参議院提出）、（内閣提出）と表示するが、予算、決算、条約、承諾を求めるの議案、国会の承認を求めるの件、その他議決を求める議案は、何れも提出者を表示しないのを例とする。又、参議院より送付又は回付されたものは、件名の下に（内閣提出、参議院送付）、（内閣提出、参議院回付）、（本院提出、参議院回付）と表示し、継続審査した議案は、その提出者の前に（第何回国会、某君提出）、（第何回国会、参議院提出）、（第何回国会、内閣提出）と提出された回次を表示する。

なお、予備費使用総調書は、件名の下に（承諾を求める件）と表示する。

国会 五六条 二一一条

一八〇 発議者又は提出者から、委員会の審査省略の申出があつた案件については、これを議事日程に記載する。

発議者又は提出者から委員会の審査省略の申出があつた案件については、議長は、議院運営委員会に諮つた後、これを議事日程に記載する例である。この場合は、件名の下に（委員会審査省略要求案件）と附記する。

参看 一一九号、一四六号、二二一号

一八一　承諾を求めるの議案は、数件あつても、議事日程には一括してこれを一件として記載する。

憲法第八十七条第二項により承諾を求めるの議案即ち、予備費使用総調書等は同時に数件提出されるのを例とし、議事日程には、便宜これを一括し一件として記載するのを例としている。

参看　三五三乃至三五六号

一八二　議案の題名が修正されたときは、議事日程には原題名を記載する。

委員会で議案の題名を修正して報告したとき、これを議事日程に記載するには、修正された題名を用いず、原案の題名を議事日程に記載する。なお、参議院で題名を修正して回付されたときも、原案の題名を用いる。

第一回(特別)国会　昭和二十二年十一月二十二日、財政及び金融委員会において、経済力集中排除法案の題名を過度経済力集中排除法案と修正して議決したとき、議長は、翌二十三日の議事日程に原題名を記載した。

又、同年十二月八日、参議院において、最高法務庁設置法案の題名を法務庁設置法案と修正して議決し本院に回付したとき、議長は、翌九日の議事日程に原題名を記載した。

参看　二八二号、三二〇号、三二八号

一八三　委員長又は提出者の申出があるときは、議案を議事日程に記載することを延期する。

委員長又は提出者から議案を議事日程に記載することの延期を申し出たときは、議長は、これを許可し議事日程に記載することを延期するのを例とする。

参看　二三一号、二八六号

一八四 委員会において、議決を要しないと議決し又は議院の会議に付するを要しないと議決した請願は、議事日程に記載しない。

委員会において、議決を要しないものと議決し、又は議院の会議に付するを要しないと議決した請願は、議事日程に記載しない。

参看 三九〇号、三九一号、三九三号

一八五 請暇、辞職、慶賀、弔慰の件等は、議事日程に記載しないのを例とする。

請暇、辞職、慶賀、弔慰の件等は、議事日程に記載しないのを例とする。而して、これらの件は多くは議事日程に入るに先だつてこれを院議に諮るが、時には議事日程に入つた後諮つたことがあり、何れの場合も議事日程の変更を要しない。しかし、慶賀、弔慰に関する件で、決議案として提出されたものは、他の議案と同様の原則に従うべきものである。

なお、これらの件で議事日程に記載したのは、第一回(特別)国会昭和二十二年十月十一日、「故議員田川大吉郎君に対する弔詞贈呈の件」、第十回国会昭和二十六年五月十九日、「皇太后陛下崩御につき弔詞捧呈の件」、第十五回(特別)国会昭和二十七年十一月七日、「立太子の礼及び成年式に当り天皇陛下並びに皇太子殿下に上る賀詞の件」、同昭和二十八年二月五日、「故議員愛野時一郎君に対する追悼演説の件」、第十九回国会昭和二十九年二月二日、「議員熊本虎三君逝去につき弔詞贈呈の件」、があるだけである。

参看 七四号、八一号、三七八号

一八六 議事日程に定刻以外の会議開始時刻を指定する。

衆議院規則第百三条によれば、会議は午後一時に始めることになつているので、議長は議事日程の作成に際し、会議開始時刻を定刻即ち午後一時と指定するのが例であるが、定刻以外の時刻を指定したことがある。

参看 一九四号、一九五号

一八七　議事日程は、作成ごとに順次号数を附する。

議事日程は、作成ごとに順次号数を附するので、議事日程に入るに先だち散会したとき、又は会議を開くに至らなかつたときと雖も、次回の議事日程は、その号数を新たにする。

衆一二三条
衆一〇五条

第二節　議事日程の追加

一八八　議事日程の追加は、院議を経るを要する。

議事日程を議了し、更に他の案件を追加しようとする場合又は議事日程に入る前若しくは議事日程の中途で他の案件を追加しようとする場合は、議長の発議又は議員の動議により、院議に諮りこれを決する。而して、当日の議事日程を議了したときは、議長は、散会を宣告すべきものであるが、諮問又は諸般の報告があるときは、これをなした後に散会を宣告するのが例である。

参看　二八九号

国衆五五条
衆一〇八条
一一〇条

第三節　議事日程の報告

一八九　次会の議事日程は、議場における報告を省略し、衆議院公報をもつてこれを報告する。

次会の議事日程は会議の終において議院にこれを報告すべきものであるが、議事日程は必ず衆議院公報に記載するので、議長は、散会の際次会の議事日程は衆議院公報をもつて報告する旨を告げ、議場における報告を省略するのが例である。

又、院議をもつて休会する場合の外、議案の都合により議長が議事日程を定めないときは、自然休会とする。この場合においては、前会の散会に際して議長がこれを宣告すると否とに拘らず、衆議院公報をもつて報告するのを例とする。

第二編　会議　第一章　議事日程
第一節　議事日程の記載（一八七）
第二節　議事日程の追加（一八八）
第三節　議事日程の報告（一八九）

第二章　議事通則

第一節　開議

一九〇　召集日には、議長、副議長その他の役員の選挙、議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件、内閣総理大臣の指名等を行うのを例とする。

会議は、召集日からこれを開く。

常会及び臨時会の召集当日には、議長、副議長その他の役員が欠けているときは、まずその選挙を行い、ついで議席の指定、特別委員会設置の件、臨時会にあつては外に会期の件を議決するのを例とする。

特別会の召集当日には、議長、副議長の選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名を行うのを例とする。

常会、臨時会及び特別会を区別し、召集当日に行つた議事を挙げれば次の通りである。

（一）常会の場合

第二回国会　昭和二十二年十二月十日　議席の指定、財政及び金融委員長の辞任、同補欠選挙、特別委員会設置の件

第四回国会　昭和二十四年二月一日　議席の指定、特別委員会設置の件

第七回国会　昭和二十四年十二月四日　議席の指定、特別委員会設置の件、緊急質問十件

第十回国会　昭和二十五年十二月十日　議席の指定

第十三回国会　昭和二十六年十二月十日　議席の指定、弔詞贈呈の件

第十四回国会　昭和二十七年八月二十六日　議長の選挙、議席の指定、特別委員会設置の件、衆議院規則中改正案、本院法制局長辞任の件

第十九回国会　昭和二十八年十二月十日　議席の指定、特別委員会設置の件

第二十一回国会　昭和二十九年十二月十日　議席の指定、議長辞職の件

（二）臨時会の場合

第三回国会　昭和二十三年十月十一日　議席の指定、国会法の一部を改正する法律案、特別委員会設置の件、議院運営委員の選任、同委員長の選挙、会期の件

第六回国会　昭和二十四年十月二十五日　議席の指定、国会法の一部を改正する法律案、追悼演説、緊急質問一件、会期の件

第八回国会　昭和二十五年七月十二日　議席の指定、会期の件、懲罰委員長の辞任、衆議院規則中改正案、内閣外十六委員会の常任委員の選任、同委員長の選挙、特別委員会設置の件

第九回国会　昭和二十五年十一月二十一日　議席の指定、会期の件、両院法規委員会委員の辞任、同補欠選挙、裁判官訴追委員及び同予備委員の辞任、同補欠選挙、追悼演説

第十一回国会　昭和二十六年八月十六日　議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件、開会式挙行後吉田内閣総理大臣の外交問題について演説

第十二回国会　昭和二十六年十月十日　議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件

第十七回国会　昭和二十八年十月二十九日　議席の指定、会期の件、開会式挙行後特別委員会設置の件、水害地緊急対策特別委員会の付託事件に関連する諸議案及び請願については同特別委員会に併せ付託するの件、小笠原国務大臣の昭和二十八年度補正予算に関して演説、岡崎国務大臣の最近の外交問題の経緯に関して報告、追悼演説

第十八回国会　昭和二十八年十一月三十日　議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件、開会式

挙行後吉田内閣総理大臣の政府の所信に関し演説、小笠原国務大臣の昭和二十八年度予算補正（第2号）に関して演説、岡崎国務大臣の最近の外交問題について演説

第二十回国会　昭和二十九年十一月三十日　議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件、開会式後吉田内閣総理大臣の政府の所信に関し演説、小笠原大蔵大臣の財政に関して演説、追悼演説

（三）特別会の場合

第一回国会　昭和二十二年五月二十日　開会直ちに休憩し、再会の後議事日程を延期し、翌二十一日午前十時本会議を開くこととし、散会（五月二十一日に議長、副議長の選挙、議席の指定、議員辞職の件を行つた。）

第五回国会　昭和二十四年二月十一日　議長、副議長の選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名

第十五回国会　昭和二十七年十月二十四日　議長、副議長の選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名

第十六回国会　昭和二十八年五月十八日　議長、副議長の選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名

参看　三号、一四号、三三号、六二号

一九一　会議は、火曜日、木曜日、土曜日に開くのを例とする。但し、議長が必要と認めたときは、定例日以外の日でも開会する。

第一回（特別）国会　昭和二十二年七月二十四日の議院運営委員会において、本会議の定例日は、火曜日、木曜日、土曜日とし、議長において必要があると認めたときは、定例日以外の日でも開き得ることに決定し、爾来この例によつている。

臨時会で会期が極めて短い場合には、概ね連日開会するのが例である。

参看　一九三号

一九二　年末年始の休会明けには、開会式を行つた後会議を開くのを例とする。

第二回国会以来、常会においては、年末年始の休会明けに開会式を挙行するのが例であり、開会式の

翌日又はその翌々日が会議日に当ると否とに拘らず、会議を開くのを例とする。

参看　一八号、二〇四号

一九三　日曜日及び祝日には、会議を開かないのを例とする。

日曜日及び祝日には、会議を開かないのが例である。但し、特殊の事情がある場合は、予め院議に諮い、或いは議院運営委員会の決定により、或いは議長が必要と認め開会したことがある。

(一)　予め院議により開会した場合

第一回(特別)国会　昭和二十二年十一月二十三日(日曜日)　補正予算上程のため
第六回(臨時)国会　昭和二十四年十一月二十七日(日曜日)　会期切迫のため
第九回(臨時)国会　昭和二十五年十一月二十六日(日曜日)　国務大臣の演説に対する質疑継続のため

(二)　議院運営委員会で決定し開会した場合

第三回(臨時)国会　昭和二十三年十一月二十八日(日曜日)　平和会議に関する決議案上程のため
第四回国会　昭和二十三年十二月十二日(日曜日)　議案輻湊のため
同　昭和二十三年十二月十九日(日曜日)　議案の都合により
第七回国会　昭和二十五年四月二十九日(天皇誕生日)　会期切迫のため
同　昭和二十五年四月三十日(日曜日)　会期切迫のため
第十回国会　昭和二十六年五月二十七日(日曜日)　会期切迫のため
第二十一回国会　昭和三十年一月二十三日(日曜日)　国務大臣の演説に対する質疑継続のため

備考　第八回(臨時)国会　昭和二十五年七月三十日(日曜日)　議院運営委員会において開会することに決定したが本会議を開くに至らなかつた。

(三)　議長が必要と認め開会した場合

第二回国会　昭和二十三年七月四日(日曜日)　会期切迫のため

第五回(特別)国会　昭和二十四年五月二十二日(日曜日)　会期切迫のため
第十七回(臨時)国会　昭和二十八年十一月一日(日曜日)　昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和二十八年度特別会計予算補正(特第1号)、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)中修正の件を審議するため

備考　第十九回国会　昭和二十九年五月三十日(日曜日)　議事日程を定めたが会議を開くに至らなかつた。

参看　一一九号、一九一号

一九四　午前十時より会議を開く。

会議は、通常午後一時から開くのであるが、会期切迫又は議案の都合により、予め院議に諮り又は議長が必要と認め午前十時、午前十時三十分又は午前十一時より開会したことがある。

又予算及び重要法案審議のため予め院議に諮り又は議長が必要と認め午前零時五分又は十分若しくは二十分より開会したことがある。

会期終了日は、午前十時より開会するのを例とする。但し、第六回(臨時)、第八回(臨時)乃至第十二回(臨時)、第十六回乃至第二十回(臨時)国会の会期終了日は、いずれも会議に付する議案が少なかつたため午後一時より開会している。

(一)　予め院議をもつて開会した場合

第二回国会　昭和二十三年七月三日　昭和二十三年度一般会計予算、同特別会計予算審議のため午前零時十分開会

第十三回国会　昭和二十七年七月二十九日　会期切迫のため午前十時開会

第十七回(臨時)国会　昭和二十八年十月三十一日　国務大臣の演説に対する質疑継続のため午前十時三十分開会

(二)　議長が必要と認めて開会した場合

第五回(特別)国会　昭和二十四年五月二十一日　内閣提出行政機関職員定員法案外二件(前会の続)審議のため午前零時五分開会

第六回(臨時)国会　昭和二十四年十一月三十日　内閣提出国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案等審議のため午前零時二十分開会

第十七回(臨時)国会　昭和二十八年十一月一日　昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)及び昭

和二十八年度特別会計予算補正（特第1号）中修正の件を審議するため午前十一時開会

参看 一一九号、一八六号

一九五 会議の開始は、場合により定刻より遅延する。

会議の開始は、午後一時をもつて定刻とし、議事日程にこれを記載するのであるが、実際の開議は、多少遅延する。

なお、当日の議事順序に関し、議院運営委員会において、定刻に至つても協議が決定しない等の事情のため、著しく開議が遅延したことがある。

第一回（特別）国会　昭和二十二年五月二十一日の会議は午後十時十一分開始した。（会議録五頁）

同年十一月二十四日の会議は午後十一時二十一分開始した。（会議録八二九頁）

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十月十四日の会議は午後九時四十六分開始した。（会議録一三頁）

同年十一月二十九日の会議は午後十一時五十七分開始した。（会議録二五一頁）

第四回国会　昭和二十三年十二月二十日の会議は午後十時五十六分開始した。（会議録一九九頁）

第五回（特別）国会　昭和二十四年五月三十日の会議は午後九時五十四分開始した。（会議録九八五頁）

第六回（臨時）国会　昭和二十四年十一月二十九日の会議は午後十時四十三分開始した。（会議録三三七頁）

同年十二月三日の会議は午後九時十三分開始した。（会議録四四九頁）

第七回国会　昭和二十五年四月二十日の会議は午後九時十八分開始した。（会議録九一一頁）

第十一回（臨時）国会　昭和二十六年八月十八日の会議は午後九時三十九分開始した。（会議録三一一頁）

第十二回（臨時）国会　昭和二十六年十一月三十日の会議は午後十時十二分開始した。（会議録四一五頁）

第十三回国会　昭和二十七年六月二十八日の会議は午後十時五十六分開始した。（会議録一二九三頁）

第十九回国会　昭和二十八年五月十四日の会議は午後十一時三十五分開始した。（会議録八三九頁）

なお、議事日程に会議の開始時刻を定刻より遅延して記載したことがある。

第一回（特別）国会　昭和二十二年六月三日　議長、副議長連合国総司令部訪問のため、午後三時開議の旨（各派交渉会の決定により）議事日程に記載した。

同　昭和二十二年八月二十九日　議事の都合により、午後二時開議の旨（各派交渉会の決定により）議事日程に記載した。

同　昭和二十二年十月十一日、十一月六日及び十二月五日いずれも議事の都合により、午後二時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

第二回国会　昭和二十三年五月二十一日　議事の都合により、午後二時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

第五回（特別）国会　昭和二十四年三月二十六日　議事の都合により、午後二時開会の旨（院議により）議事日程に記載した。

同　昭和二十四年三月三十日　政治教育連盟総会に議員出席のため、午後三時開議の旨（院議により）議事日程に記載した。

同　昭和二十四年三月三十一日　議事の都合により、午後二時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

第六回（臨時）国会　昭和二十四年十一月十七日　松平参議院議長の参議院葬のため、午後三時開議の旨（院議により）議事日程に記載した。

同　昭和二十四年十一月二十七日（日曜日）　会期切迫のため、午後二時（院議により）議事日程に記載した。

第七回国会　昭和二十五年一月二十五日　議事の都合により、午後三時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

第八回（臨時）国会　昭和二十五年七月三十日（日曜日）　議事の都合により、午後二時開議の旨（議長が

必要と認め）議事日程に記載した。

第十三回国会　昭和二十六年十二月十二日　議事の都合により、午後三時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

同　昭和二十七年四月二十八日　議事の都合により、午後二時開議の旨（議長が必要と認め）議事日程に記載した。

参看　一一九号、一八六号

一九六　議事日程を作成しないで会議を開く。

第二回国会においては、帝国議会当時の先例により議事日程を作成しないで、会議を開いていたことがあるが、同国会において、国会法の一部を改正し、第五十五条に議長が緊急の必要があると認めたときは、会議の日時だけを議員に通知して、本会議を開き得ることができるとの一項を追加し、第三回国会からは、本条に基いて開会したことがしばしばある。

議事日程を作成しないで開会した例は、次の通りである。

第二回国会　昭和二十二年十二月十一日（木曜日）、昭和二十三年一月二十九日（木曜日）、四月二十七日（火曜日）、五月二十日（木曜日）

第三回(臨時)国会　昭和二十三年十一月三十日(火曜日)
第五回(特別)国会　昭和二十四年四月二日(土曜日)
第七回国会　昭和二十四年十二月十三日(火曜日)
第十六回(特別)国会　昭和二十八年六月二十七日(土曜日)。
第十七回(臨時)国会　昭和二十八年十一月七日(土曜日)
第十九回国会　昭和二十八年十二月二十四日(木曜日)、昭和二十九年三月二十四日(水曜日)、六月七日(月曜日)

参看　一七六号

第二節　休憩、延会及び散会

一九七　議長が必要と認めるときは、休憩を宣告する。

議長は、必要があると認めたときは、何時でも、休憩を宣告する権限を有する。即ち、委員会の審査報告を待つため、或いは出席議員定数を欠くに至つたとき、或いは議場騒擾のため、その他議事の都合等により、議長は、職権をもつて、休憩を宣告することが少くない。

休憩の宣告は、議員の発言中になしたことがあり、又一日数回若しくは数時間にわたつて休憩したことがある。

(一)　発言中休憩を宣告した例

第一回(特別)国会　昭和二十二年十月二十八日　自由討議における水野實郎君の発言中(叶凸君の不規則発言によつて議場騒然となつたため)
第二回国会　昭和二十三年一月二十三日　国務大臣の演説に対する苫米地義三君の質疑中(定足数を欠くに至つたため)
第四回国会　昭和二十三年十二月十三日　成重光眞君の議事進行の発言に対する国務大臣(林譲治君)の答弁中(議場騒然となつたため)
第五回(特別)国会　昭和二十四年五月十九日　大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)中修正の件につき淺沼稻次郎君の質疑中(議場騒然となつたため)

(二)　一日に数回休憩した例

第二回国会　昭和二十三年七月五日（会期終了日）第一回及び第二回（食事並びに委員会の審査報告を待つため）第三回及び第四回（参議院からの回付案を待つため）第五回（委員会の審査報告を待つため）第六回（両院協議会の結果を待つため）第七回（参議院との関係）

第四回国会　昭和二十三年十二月十三日　第一回（夕食のため）第二回及び第三回（議場騒然となつたため）第四回（議事の都合により）

（三）数時間にわたつて休憩した例

第二回国会　昭和二十三年七月三日　第二回目（約十四時間）

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十一月三十日　第一回目（約十一時間）

第四回国会　昭和二十三年十二月二十一日　第一回目（約七時間）第二回目（約六時間）

第五回（特別）国会　昭和二十四年五月二十一日（約十二時間）

同　昭和二十四年五月二十三日（約十時間半）

第七回国会　昭和二十五年五月二日（約十一時間）

参看　五八号、二〇九号、二六六号、四三八号、四九一号

一九八　議事日程を議了した後に、なお休憩する。

議事日程に記載した案件の議事を終つたときは、散会するのであるが、委員会の審査報告を待つため又は他の議事を開く必要があるため、議長の職権又は動議により、休憩を宣告したことがある。

一九九　議事日程の議事に入らないで、議事日程を延期して散会する。

議事日程の議事に入るに先だつて、動議により議事日程を延期して散会した例がある。

参看　一七七号、一七八号、二九二号第二の（五）

二〇〇　会期終了の時刻が切迫したため、討論中又は表決未了のまま散会する。

会期は、最終日の午後十二時をもつて終了するので、議長において会期終了の時刻までに進行中の議事を議了することができないと認めた場合には、討論中又は表決未了のままで散会を宣告する。

(一) 討論中に散会した例

第四十六回帝国議会　大正十二年三月二十六日(速記録一〇三五頁)

(二) 趣旨弁明中に散会した例

第五十一回帝国議会　大正十五年三月二十五日(速記録一〇九四頁)

(三) 表決中に散会した例

第四十五回帝国議会　大正十一年三月二十五日(速記録九七一頁)

第五十五回帝国議会　昭和三年五月六日(速記録一三八頁)

第五十六回帝国議会　昭和四年三月二十五日(速記録一〇五六頁)

二〇一　議長は、会期終了日の散会に際し慰労の辞を述べるのを例とし、会期中の成績は、これを会議録に記載する。

第二回国会、昭和二十三年七月五日、会期終了日の散会に先んじて、議長(松岡駒吉君)は、今期国会は、新憲法下における最初の常会であつて、その歴史的意義は重大であり、その会期においても、二百九日、わが議会史上前例のない長期にわたり、議員諸君は、悪条件を克服して連日連夜慎重審議を続け、多大の成績をあげ、国会の真面目を発揮したことは、まことに同慶の至りであり、議長をして大過なく任を全うせしめられた多大の御協力に対し、衷心感謝の意を表する旨を述べ、第三回(臨時)国会においては、議長(幣原喜重郎君)は、同じく慰労の辞を述べ、第六回(臨時)国会においては、議長は、同じく慰労の辞を述べ、爾来、議長は、前例によつて、慰労の辞を述べるのが例である。しかし、第一回(特別)及び第五回(特別)国会においては、議長の挨拶はなかつた。なお、第十一回(臨時)及び第十三回国会においても、会期終了日には、ともに休憩のまま会議を開くに至らなかつ

つたため、議長の挨拶はなかつた。

会期終了日には、議長は、会期中の成績を会議録に記載するのを例とするが、解散に際しても、当日の会議録にその会期中の成績を記載するのを例とする。

二〇二　会期終了日における両院の散会は、同時であることを要しない。

会期終了日における両院の散会は、法規上同時であることを要しないので、同時でないことが例である。即ち、第一回(特別)国会以来、本院が先に散会したことは七回、参議院が先に散会したことは五回であつて、両院が同時に散会したことは、第二回国会一回のみである。

第三節　休会

二〇三　国会の休会は、両議院一致の議決を要する。

国会の休会は、両議院一致の議決を要するのであるが、休会を行う場合には、議長が予め参議院議長と協議した後議決する。

国会の休会は、新内閣の組織及び諸般の準備の都合上、又は年末年始のためこれを行つたことがある。即ち、新内閣の諸準備の終了を待つため、第一回(特別)国会昭和二十二年六月三日の本会議において、翌四日より同月二十二日まで十九日間の国会の休会を議決し、第三回(臨時)国会昭和二十三年十月二十三日の本会議において、翌二十四日より十一月七日まで十五日間の国会の休会を議決し、参議院においても、両回とも、それぞれ同日の会議において同様の議決をした。又年末年始のため第二回国会昭和二十二年十二月十一日の会議において、翌十二日より翌年一月二十日まで国会を休会することを議決し、参議院においても同日の会議において同様の議決をした。

参看　二号、一一九号、二〇四号、二〇六号

国一五条
衆二二条

二〇四　年末年始のため休会する。

議院は、年末年始のため休会するのを例とする。第二回国会は、昭和二十二年十二月十二日より翌年一月二十日まで国会の休会をすることとし、緊急の必要があると認めたときは、議長の許可を得て常任委員会及び特別委員会を開き得ることを議決した。第七回国会以降は、年末年始のため、自然休会とするのが例である。

年末年始の自然休会の事例は、次の通りである。

第七回国会　昭和二十四年十二月二十五日から翌年一月二十一日まで
第十回国会　昭和二十五年十二月十七日から翌年一月二十日まで
第十三回国会　昭和二十六年十二月十七日から翌年一月二十日まで
第十五回(特別)国会　昭和二十七年十二月二十五日から翌年一月三十日まで
第十九回国会　昭和二十八年十二月二十五日から翌年一月二十五日まで
第二十一回国会　昭和二十九年十二月十八日から翌年一月二十日まで

参看　二号、一八号、一三五号、一九二号、三三九号

国一五条四項
衆二三条の三

二〇五　新内閣の諸般の準備又は弔意を表するため、本院の休会を議決する。

新内閣の諸般の準備又は弔意を表するため、本院の休会を議決したことがある。

(一)　内閣の都合により休会した場合

第五回(特別)国会において、新内閣の諸般の準備の終了を待つために、本院は昭和二十四年二月十九日の会議において、同月二十一日から十日間の休会を議決した。

(二)　弔意を表するため休会した場合

第十回国会において、幣原喜重郎君の衆議院葬に際し、昭和二十六年三月十三日の会議において、衆議院葬の十六日当日は、本院は哀悼の意を表するため、特に休会することを議決した。

参看　二号、二〇六号

衆三条の三

二〇六　休会は、議決の当日、これを通知する。

憲 五六条
衆 一〇四条

休会を議決したときは、議長は、直ちにその旨を参議院及び内閣に通知する。

参看 二〇三号、二一〇五号

第四節　定足数

衆 一〇六条

二〇七　諸般の報告又は投票点検の場合は、定数の出席議員を要しない。

議長が諸般の報告をするときは、定数の出席を要しないのが例である。又議長、副議長その他の選挙における投票点検中は、定数の出席議員を要しないことは、従来の例である。

参看　三九号、二一〇号

二〇八　開議の際、出席議員が定数に充たないときにおける一回の計算は、必ず相当の時間を経ることを要する。

開議に際し、二回にわたり計算をしてもなお出席議員が法定議員数の三分の一に達しないときは、議長は、延会を宣告しなければならないが、その計算については、前後の間に、相当の時間を経ることを要する。

第三十七回帝国議会　大正四年十二月二日（議事日程午後二時開議）午後二時二十五分、議長（島田三郎君）着席し、出席議員が少数であるので書記官をして引続き再度計算させたが、百七名に過ぎず、よつて議長は、午後二時二十九分暫く休憩する旨を宣告し、午後三時二十五分に至り開会したところ、二回計算のことについて議論を生じ、野添宗三君は、衆議院規則により当然延会すべしと主張し、議長は、二回計算せしめたのは事実であるが議員の質問に確答するためになしたもので、相当の時間を経たのでなければ、規則にいうところの二回にあたらない旨を弁明し、廣岡宇一郎君は、「議長ノ處置ヲ不当ナリト決議スヘシ」との動議を提出し、同時にこの場合延会の一途あるのみと述べ、福田又一君は「二回ノ計算ト云フ事柄ハ初メニ計算ヲシタケレドモ定足数ニ足リナイカラソコデ相当ノ時間ヲ隔テテ出席者ヲ成ルベク勧メ若ハ出席シタ場合ニ計算ヲシテ而モ寄ラヌ時分ニ最早開會スルコトハ出来ヌト見テ延會スル精神ト解釋シテ居ルノデアリマス……ソコデ暫クノ時間猶豫シタノデアリマス……議長ノ處置ハ些モ不當ノ事ハナイ」と反対し、採択の結果廣岡君の動議を否決した。（速記録七乃至九頁）

参看 一〇八号

二〇九 出席議員が定数を欠き又は欠くおそれがあるときは、議長は、休憩し又は延会する。

議長は、会議中に出席議員が定数を欠いたとき又は欠くおそれがあると認めたときは、休憩し又は延会する。

(一) 定足数を欠いた場合

第二回国会　昭和二十三年一月二十三日(休憩)

同　昭和二十三年四月二日(延会)

(二) 定足数を欠くおそれがあると認めた場合

第一回(特別)国会　昭和二十二年八月十五日(休憩)

第二回国会　昭和二十三年三月三日(延会)

第四回国会　昭和二十三年十二月十七日(散会)

参看 一〇八号、一七七号、一九七号

第五節　諸般の報告

二一〇 諸般の報告は、議長が必要と認めるときは、会議中又は散会前においても、これをする。

衆議院規則第百四条により、議長は、会議を開く前に、諸般の報告をなすべきであるが、議長が必要と認めるときは、会議中又は散会前に報告する。

参看 二〇七号

二一一 報告すべき事項は、議長が必要と認めるところによる。

衆議院規則には諸般の事項を報告すべきことを規定しているが、その事項を限定していない。従つ

て、その事項は、議長の認定による。

従来の報告事項を挙げれば、左の如くである。

一　当選証書の対照
二　議員の異動
三　議席の変更
四　会期の件、会期延長の件及び休会の件の議決通知及び通知書の受領
五　委員の異動（指名、辞任許可、補欠指名）、理事互選及び特別委員長の互選の結果
六　国政調査承認及び同要求書
七　公聴会開会承認要求書及び公聴会開会報告書
八　内閣総辞職通知書受領
九　内閣総理大臣の指名その他議決案件の議決通知及び通知書の受領
一〇　国会の内閣総理大臣の指名奏上通知及び内閣からの任命通知
一一　各種議員、委員の選任又は指名の通知及び通知書の受領
一二　政府委員任命承認及び内閣からの任命通知
一三　議案類の提出、受理、受領、撤回、送付、回付及び公布奏上

一四　各種報告書（内閣提出）の受領
一五　案件の付託
一六　質問主意書の提出、撤回及び内閣からの答弁書の受領
一七　緊急質問の提出
一八　委員会審査省略要求書の受領
一九　賀詞奉呈
二〇　弔詞贈呈
二一　その他公報掲載事項中必要と認めたもの

二一二　報告しなければならない事項であつても、衆議院公報に掲載されたものは、場合によつては報告を省略する。

第一回（特別）国会では、議院に報告すべき事項は、衆議院公報に掲載されたものでも、これを参事に朗読させて報告したが、第二回国会からは、朗読を省略して会議録に記載するのを例とする。

国五六条
衆三一条

第六節　付託

二一三　議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、これを適当の常任委員会に付託する。

議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、その配付とともにこれを適当の常任委員会に付託する。

参看　一五五号、一七一号、一七三号、二一一号

二一四　議案の所管を定めがたいものについては、議院運営委員会に諮つて決定した常任委員会に付託するのを例とする。

国四五条

議案の所管を定めがたいものについては、衆議院規則第三十二条によれば議院に諮つて付託するのであるが、第一回国会以来、議院に諮ることなく、議院運営委員会に諮つてその所管と決定した常任委員会に付託するのを例とする。

参看　一一九号、二一八号

二一五　常任委員会の所管に属しない議案について、議院の議決により特別委員会を設けてこれを付託する。

常任委員会の所管に属しない議案について、議院の議決により特別委員会を設けてこれを付託する。

第一回（特別）国会　昭和二十二年八月十五日、内閣から提出された皇室経済法施行法案について、院議により委員二十人からなる特別委員会を設けてこれを付託した。（会議録二八四頁）

参看　九五号

二一六　常任委員会の所管に属する議案について、議院においてその必要を認めたときは、特別委員会を設けてこれを付託する。

特別委員会は、従来は、国会法第四十五条により常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するために設けられることになつていたが、常任委員会の所管に属する議案についても、議院において必要を認めたときは、特別委員会を設けてこれを付託した。而して、第二十一回国会における国会法の一部改正により、第四十五条の規定にこの点を明記した。

常任委員会の所管に属する議案について特別委員会が設けられた場合における常任委員会の所管権限は、その限りにおいて特別委員会に移譲せられるのであるから、特別委員会の存続期間中は、その常任委員会は、同様の問題について審査することができない。

第十二回（臨時）国会　昭和二十六年十月十日の本会議において、平和条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件について委員五十人からなる特別委員会を設けてこれを付託した。（会議録一頁）

参看　九五号、三三七号

二一七　特別委員会に付託した案件に関連がある他の案件をその特別委員会に併せて付託する。

特別委員会に付託した案件に関連がある他の案件を議院に諮つてその特別委員会に併せて付託する。而して、一案又は数案を議院に諮つて付託する場合と、提出が予想される議案の付託を予め包括的に議院に諮る場合とがある。

参看　三八五号

二一八　既に付託した議案を他の常任委員会に付託替する。

第十九回国会において、内閣提出の市町村共済組合法案を、初め厚生委員会に付託したところ、地方行政委員会から異議の申立があり、議長は、議院運営委員会に諮つて、地方行政委員会に付託替をした。

参看　一一九号、二一四号

二一九 常任委員会の審査を終了して報告した議案を再び同一の委員会に付託する。

第十三回国会、昭和二十七年六月十日の会議において、畜犬競技法案を議題とし、農林委員長の報告の後、院議により更にその議案を農林委員会に再付託した。

参看 二九二号第一の(七)

二二〇 参議院の緊急集会において採られた措置につき本院の同意を求めるの件について、特別委員会を設けてこれを付託する。

第十六回(特別)国会において、昭和二十八年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件外六件について特別委員会を設けてこれを付託した。

参看 九五号、三六三号

第七節 委員会の審査省略

二二一 院議により委員会の審査を省略する。

発議者又は提出者より委員会の審査省略の要求がある議案については、議長は、院議に諮り、委員会の審査を省略するに決した後、これを議題とする。議員から発議又は提出した議案について、委員会の審査省略を要求したことはしばしばあるが、参議院から要求があつたのは四件(内二件は院議により省略しないことに決した。)、内閣から要求があつたのは七件(内四件は内閣から要求を撤回した。)である。

参看 一四六号、一八〇号、二三五号、三二六号、三三八号

二二二 委員会の提出した法律案は、委員会の審査を省略して直ちに議題とするのを例とする。

常任委員会又は特別委員会がその所管に属する事項につき提出した法律案については、第一回(特別)国会、昭和二十二年八月七日の議院運営委員会において、委員会審査省略の要求があつたものとして

取り扱うことに決定し、爾来これに従い、議院に諮り委員会の審査を省略して直ちに議題とするのを例とする。

参看　二三七号

第八節　委員長報告

国五三条　国五四条　衆一一五条

二二三　委員会の審査を終つた議案が議題となつたときは、まず委員長が報告する。

委員会の審査を終つた議案が議題となつたときは、まず委員長が委員会の審査の経過及び結果を報告する。少数意見があるときは、次に少数意見者がその報告をする。

参看　二二六乃至二三一号、二七〇号、四五九号、四九〇号

衆一一四条　衆一一五条

二二四　同一の委員会で審査した数議案が、議事日程に記載されたときは、一括議題とし委員長に併せて報告させる。

同一の委員会で審査した数議案が、同日の議事日程に記載されたときは、院議に諮ることなく便宜上これを一括して議題とし、委員長に併せて報告させるのを例とする。

参看　二九一号、三二一号

二二五　各別の委員長に報告させる。

各別の委員会で審査した数議案を、院議に諮り一括議題とし、各委員長に順次報告させる。

各別の委員会で審査した数議案が、同種又は関連するため、院議に諮り一括して議題とし、各委員長に順次報告させたことがある。

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十一月三十日の会議において、院議に諮り日程に追加して郵政省設置法案（内閣委員会付託）、電気通信省設置法案（同上）、日本専売公社法案（大蔵委員会付託）及び日本国有鉄道法案（運輸委員会付託）の四案を一括して議題とし、各委員長より順次報告の後議決した。（会議録二五三乃至二七七頁）

第六回（臨時）国会　昭和二十四年十一月二十七日の会議において、院議に諮り日程に追加して外国為替及び外国貿易管理法案（経済安定委員会付託）、外国為替管理委員会設置法案（同上）及び外国為替

特別会計法案（大蔵委員会付託）の三案を一括して議題とし、各委員長より順次報告の後議決した。（会議録二四五乃至二五九頁）

参看 二九一号、二九二号第一の㈣、三二一号

二二六　委員長は、報告に併せて自己の意見を述べることができない。

衆一二五条

委員長は、委員会の経過及び結果の報告と併せて、自己の意見を述べようとするときは、別にその発言通告をしなければならない。

二二七　委員が委員長報告をする。

衆八七条

委員会の経過及び結果の報告は、委員長に事故があるときは理事が代つて報告することができるが、委員長が必要と認めるときは、委員に委託して報告させることもできる。

二二八　委員長報告の際、報告者がその席にいないため、一時その議事を延期する。

衆一二五条

委員会の審査を終了した議案が議題となつたときは、まず委員長又は理事等が、委員会の経過及び結果を報告するのであるが、報告者が議席にいないときは、便宜その議事を一時延期するのを例とする。

二二九　委員長報告を省略して直ちに議決する。

委員会の審査を終つた議案は、委員長が報告した後議決するのであるが、法案の内容が極めて明瞭であり、且つ委員会において全会一致をもつて可決されたため、院議により、その報告を省略して直ちに議決したことがある。第四回国会、昭和二十三年十二月十三日の会議における特別未帰還者給与法案（参議院提出）がこの例である。

毎会期、請願については、院議により委員長の報告を省略して直ちに採択するのを例とする。

参看 二九二号第一の㈢、三二六号、三八七号

二三〇　委員長報告中の附帯決議、希望条項等は、報告にとどまり採決しない。

法律案、予算、決算及び承諾を求めるの議案等の委員会の経過及び結果の報告中に、附帯決議、希望条項等がある場合、これらの事項は、委員長が単に議院に報告するにとどまり、採決しないのが例である。

二三一　委員長から報告延期の請求があるとき、議案が議題となる前は、議長がこれを許可する。

議事日程に記載された議案に対して、当該委員長より報告延期の請求があるときは、その議案が議題となる前は、議長がこれを許可するのを例とする。

参看　一八三号、二八六号

二三二　委員会報告書の撤回は、議案が議題となる前は、議長がこれを許可する。

委員会から報告書撤回の申出があるとき、その議案が議題となる前は、議長がこれを許可するのを例とする。一度議題となつたときは、その許否はこれを院議に諮つて決する。

第十三回国会　昭和二十七年六月二十日通商産業委員長中村純一君から、臨時石炭鉱害復旧法案の委員会報告書が提出され、同月二十三日報告書撤回の申出があつたので、同日議長においてその撤回を許可した。

二三三　委員会報告書の訂正は、書面をもつてする。

委員長から報告書を議長に提出した後訂正を要するときは、書面をもつて申し出るのであるが、議場における報告の際委員長が口頭で訂正したときは、後に書面をもつて訂正の手続を取るべきものである。（第七十三回帝国議会、昭和十三年三月十九日（速記録七二六頁））

二三四　委員長が議案の審査又は調査事件の経過について、中間報告をする。

委員長は、議案の審査が終了したときは、報告書を議長に提出し、その議案が議題となつた際に口頭をもつて審査の経過及び結果を報告するのを例とする。しかし委員会において審査中の議案について、審査終了前に議院の議決により委員長が審査の経過を報告したことがある。又、委員会において国政調査中の事件について、議院若しくは委員会の議決により又は委員長が必要と認めその経過を報告したことがある。なお、委員会において審査中の議案について中間報告を求め得る規定が初めはなかつたのであるが、第二回国会において国会法の一部を改正し、第五十六条の三に中間報告に関する規定を追加した。

隠退蔵物資等に関する特別委員会、不当財産取引調査特別委員会、考査特別委員会及び行政監察特別委員会は院議をもつて設置の決議をなし、その際、委員会において必要があると認めたときは何時でも議院に報告することができる旨の議決をしているので、この議決により随時中間報告をしている。

（一）　議院の議決により議案審査の中間報告をした場合

第一回（特別）国会　昭和二十二年十一月二十二日の会議において、総ての動議に先だち直に鉱工業委員会に於て審査中の臨時石炭鉱業管理法案に付て鉱工業委員長の中間報告を求める動議が提出され、院議でこれを可決したので、委員長伊藤卯四郎君は同委員会における審査の経過を報告した。（会議録七九三乃至八〇一頁）

（二）　調査事件について中間報告をした場合

（イ）　議院の議決により報告した例

第十七回（臨時）国会　昭和二十八年十一月七日の会議において、決算委員長の同委員会における株式会社鉄道会館に関する調査事件の中間報告を求むるの動議が提出され、院議でこれを可決したので、委員長田中彰治君は同委員会における調査の経過を報告した。（会議録一四四乃至一四八頁）

（ロ）　委員会の議決により報告をした例

第十九回国会　昭和二十九年六月二日の会議において、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査

特別委員長山下春江君は、同年五月六日の委員会の議決に基き、同委員会における調査の経過を報告した。（会議録一〇五五乃至一〇五七頁）

（八） 委員長が必要と認め報告をした例

第九回（臨時）国会　昭和二十五年十二月四日の会議において、災害地対策特別委員長松井豊吉君は同委員会における閉会中の調査の経過を報告した。（会議録一〇九乃至一一一頁）

第九節　趣旨弁明

二三五　委員会の審査を省略するに決した議案は、発議者又は提出者がまずその趣旨弁明をする。

修正案が提出されたときは、提出者がその趣旨弁明をする。

予算、決算、法律案、条約、承諾を求めるの議案その他の議案が提出されたときは、直ちに委員会に付託されるので、委員会においてその趣旨弁明がなされる。しかし、委員会の審査を省略するに決した議案は、会議において、発議者又は提出者がまず趣旨弁明をする。又議案に対し修正案が提出されたときは、提出者がその趣旨弁明をする。

参看　二二一号、二八〇号、四五九号

二三六　賛成者は、発議者に代つて、議案の趣旨弁明をすることができる。

議案の賛成者は、発議者に代つて、趣旨弁明をしたことがある。

参看　一二六号

二三七　委員会提出の法律案については、委員長が趣旨弁明をするのが例である。

委員会提出の法律案については、本会議の議題となつたときは、委員長が趣旨弁明をするのが例であるが、理事又は委員が行つたことがある。

参看 二一二号

二三八 数箇の議案を一括して議題とした場合に、発議者又は提出者が同一のときは同時に、異なるときは順次、その趣旨弁明をする。

同一委員会が提出した法律案を数案一括して議題とした場合は、委員長が一括して趣旨弁明をする。又、委員会の審査を省略するに決した数箇の議案を一括して議題とした場合発議者が異なるときは、順次発議者が趣旨弁明をする。

参看 二九一号、三二一号

二三九 一議案に対し数箇の修正案が提出されたときは、順次その趣旨弁明を許可する。

一議案に対し数箇の修正案が提出されたときは、委員長の報告に次いで順次各修正案の趣旨弁明をさせる。

第十三回国会　昭和二十七年五月二十四日及び二十七日の会議において内閣提出労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件に対し森山欽司君、前田種男君及び青野武一君から各修正案が提出され、議長（林譲治君）は、順次修正案の趣旨弁明を許可した。（会議録八五九乃至八七三頁）

参看 三二三乃至三二五号

二四〇 修正案若しくは動議の趣旨弁明は、その範囲を超えることができない。

修正案若しくは動議の趣旨弁明をするに当り、その発言が趣旨弁明の範囲を超え討論にわたり或いは自己の意見を述べるものと認めるときは、議長は、その発言を中止する。

第五十六回帝国議会昭和四年三月十二日（速記録六八四頁）の会議においては、動議の趣旨弁明を、又第六十五回帝国議会昭和九年三月十五日（速記録六一三頁）の会議においては、修正案の趣旨弁明を、いずれも議長は討論にわたるものと認め発言を中止する旨を宣告した。

参看　二五二号、二六〇号、二七三号、四四九号、四七一号

二四一　議案の趣旨弁明を省略する。

委員会の審査を省略するに決した議案で、提出者より趣旨弁明省略の申出があり、これを省略して即決したことがある。

第十回国会　昭和二十五年十二月十一日の会議において、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を委員会の審査を省略して議題とするに決した際、議長（幣原喜重郎君）は、本案の趣旨弁明は提出者より省略の申出があるので直ちに採決する旨を告げ、院議に諮い異議なく本案を可決した。（会議録一七頁）

なお、修正案の趣旨弁明も省略したことがある

参看　二三五号、二九二号第一の(二)

第十節　趣旨の説明

二四二　重要な議案について、会議において議案の趣旨の説明を聴取する。

第一回（特別）国会においては、重要な議案につき、自由討議において趣旨の説明を求めたことがあるが、第二回国会において、国会法の一部を改正し、第五十六条の二に、各議院に発議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特に必要と認めた場合は、議院の会議において、議案の趣旨の説明を聴取することができるとの一条を追加し、第三回（臨時）国会からは、本条に基いて、重要な議案について議院運営委員会で決定し、会議において趣旨の説明を聴取したことがしばしばある。この場合、内閣提出議案にあつては関係国務大臣、又議員発議の議案にあつては発議者が趣旨の説明をする。なお、議案を委員会に付託する前に聴取したこともあり、又委員会に付託後に聴取したこともある。国会法第五十六条の二の規定により趣旨の説明を聴取した事例は、次の通りである。

(一)　委員会に付託後聴取した例

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十一月十日　国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五回（特別）国会　昭和二十四年四月三十日　労働組合法案（内閣提出）及び労働関係調整法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十三回国会　昭和二十七年四月十七日　破壊活動防止法案（内閣提出）

同　昭和二十七年五月十三日　労働関係調整法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方公営企業労働関係法案（内閣提出）
第十五回（特別）国会　昭和二十八年二月二十一日　義務教育学校職員法案（内閣提出）及び義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）
同　昭和二十八年二月二十六日　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出）、恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十六回（特別）国会　昭和二十八年六月二十三日　公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出）及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出）
同　昭和二十八年七月二日　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十九回国会　昭和二十九年二月十六日　警察法案（内閣提出）及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）
同　昭和二十九年二月二十四日　しゃし繊維品の課税に関する法律案（内閣提出）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案（内閣提出）及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）
同　昭和二十九年三月十一日　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件、農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（二）　委員会に付託前聴取した例

第十九回国会　昭和二十九年三月十二日防衛庁設置法案（内閣提出）及び自衛隊法案（内閣提出）
なお、第一回（特別）国会においては、昭和二十二年九月三十日、臨時石炭鉱業管理法案（内閣提出）について、又同年十月二十八日、臨時農業生産調整法案（内閣提出）について、自由討議の会議において、趣旨の説明を聴取した。

参看　一一九号、四八九号

二四三 議案の趣旨の説明に対して質疑する。

国会法第五十六条の二の規定により議院運営委員会において、重要法案と認めたものについては、本会議で、その趣旨の説明を聴取した後、これに対する質疑を行うのを例とする。

参看 二五五号、二六九号、二七一号の(三)

第十一節　質疑

二四四 会期の始めにおける国務大臣の演説に対する質疑は、議院運営委員会において定める順位により、これを許可する。

毎会期の始めにおいて、内閣総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣の演説に対し、議員から質疑の通告をするのが例である。而して議院運営委員会において、発言の順位及び発言の時間を定め、その順序により発言を許可するのを例とする。

参看 一一九号、二六九号、二七一号の(一)、四二七号、四八六号

二四五 国務大臣の演説に対し、数日にわたり質疑する。

毎会期の始めにおける、内閣総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣の演説に対する質疑は、第一回(特別)国会は三日、第二回国会及び第四回国会には数日にわたつて行われたが、第五回(特別)国会以来は、二日若しくは三日間で終了するのが例である。

なお、国務大臣の演説に対する質疑が終了しないとき、他の議事日程の議了した後に、残余の質疑を継続したことがある。

第一回国会以来の質疑日数は、次の通りである。(第三回(臨時)国会は組閣早々のため、又第十四回国会は召集日後三日で解散のため、国務大臣の演説がなかつた。)

一日間　第十一回(臨時)国会、第十八回(臨時)国会、第二十回(臨時)国会

二日間　第六回(臨時)国会、第八回(臨時)国会、第九回(臨時)国会、第十回国会、第十二回(臨時)国会、第十三回国会、第十七回(臨時)国会、第二十一回国会(質疑二日目に解散)

三日間　第一回(特別)国会、第五回(特別)国会(二度)、第十六回(特別)国会、第十五回(特別)国会、第十九回国会

四日間　第七回国会
五日間　第二回国会（片山内閣）
六日間　第二回国会（芦田内閣）、第四回国会

二四六　国務大臣の演説に対する質疑の継続中に内閣が更迭し、前内閣の政策を踏襲したが、質疑の通告は、これを更新する。

第五十一回帝国議会、大正十五年一月二十一日以後、加藤内閣における国務大臣の演説に対する質疑は、四日間に亘り継続したが、同月二十八日加藤内閣総理大臣薨去のため同月三十日内閣が更迭して、二月一日若槻内閣総理大臣及び濱口大蔵大臣が施政方針、財政計画に何等変更のない旨を述べた際、議長（粕谷義三君）は、「國務大臣ノ演説ニ対スル質疑ノ通告ハ前會議マデニマダ多數殘ツテ居ルノデアリマス併ナガラ只今モ御聞及ビノ如ク既ニ内閣ガ更リマシタ以上ハ前ノ國務大臣ノ演説ニ対スル質疑ノ通告ハ自然消滅シタモノト認メマス更メテ質疑ノ通告順ニ依ツテ發言ヲ許スコトニ致シマス」と宣告し、更めて通告順により質疑を許可した。（速記録一三〇頁）

二四七　国務大臣の演説に対する質疑者は、まず質疑事項の全部を述べるのを例とする。

会期の始めにおける国務大臣の演説に対する質疑で数項にわたる場合には、一問一答をしないで、まず質疑事項の全部を述べ、これに対し国務大臣が答弁するのを例とする。

第二十八回帝国議会　明治四十五年一月二十三日西園寺内閣総理大臣、山本大蔵大臣及び内田外務大臣の演説の後、議長（大岡育造君）は、通告順に従い、片岡直温君に質疑を許し、同君の質疑に対し山本大蔵大臣の答弁があつた際、同君は引続き質疑しようとしたが議長は、「先ヅ大體ノ質問ヲ許シマス通告モ非常ニ多ウゴザイマスカラ次ギノ竹内君ニ許シマス」と告げ順次大体の質疑をなさしめた。（速記録一一頁）

第四十回帝国議会　大正七年一月二十二日国務大臣の演説に対し、尾崎行雄君は、「極メテ簡單ナル質疑ヲ十餘リ致シテ更ニ進ンデ其御答辯ニ依ツテ疑ヲ質シタイノデアリマスガ……十餘リアルモノヲ悉ク一回ニ其處ニ登ツテ述ベマシテハ、答ヘル人モ定メテ御迷惑スルデアラウト思ヒマスカラ、若シ議長ガ御許シニナルナラバ一項宛此處デ答辯ヲ得タイト思ヒマスガ」と質したところ、

議長（大岡育造君）は、「先刻豫メ議長ガ議場整理ノ方針ヲ宣明致シテ置キマシタ、即チ順序ニ從ツテ發言ヲ許ス、而シテ極メテ簡單ナルモノニ付テハ、自席ヨリ發言スルコトヲ求メラレレバ、ソレモ許シマスルガ、議場ノ形勢ニ依リ徹底ノ必要アリト思フ時ニハ何時デモ登壇ヲ促ス、豫メ十アル二十アル、ソレヲ皆許シヲ得タイト云フ如キ事ノ御約束ハ致シマセヌ」と答え、更に「大體ノ質問ノ御趣旨ヲ登壇ノ上御宣明ニナッテ、尚遺漏ノアル事デ簡單ニ御尋ネノ場合ダケヲ自席デヤラレタ方ガ洵ニ整理上宜カラウト思フ」と告げたので、尾崎君は、「ソレハ不便ナ遣方ト思ヒマスルガ、議長及議場ノ諸君ガ、ソレガ宜カラウト云フコトデアルナレバ登壇致シマス」と述べ、登壇の上数項に渉り質疑した。（速記録一七頁）

参看　二五一号

二四八　国務大臣の演説に対する質疑は、国務の全般にわたることができる。

会期の始めにおいて、内閣総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣が演説をするのが例であつて、これに対する質疑は、必ずしも上記国務大臣のみに限らず、他の国務大臣に対しても質疑することができる。

参看　二五二号

二四九　国務大臣に対する質疑について、他の国務大臣又は政府委員が答弁をする。

国務大臣の演説に対し又は議案の趣旨の説明に対し質疑をした場合に、政府委員が答弁をすることあり、又ある国務大臣に対する質疑について、他の国務大臣が答弁をしたことがある。

二五〇　当該問題に関係のあるものは、質問の語をもつてしても、これを質疑とみなす。

議案若しくは委員長報告等に対し疑義を質すため発言を求めるに際し、往々質問の語を用いることがあり、質問は、規則により一定の様式を要するものであるから、その手続を経なければならないものであるが、質問の語をもつて発言を求められた場合でも、当該問題に関して疑義を質す意味であると

きは、議長は、これを質疑と解し、許可するのを例とする。

二五一 質疑は、その答弁に対する質疑と通じて、三回を超えないことを例とする。

会期の始めにおける国務大臣の演説に対する質疑たると又は議案に対する質疑たるとを問わず、質疑は、その答弁に対する質疑と通じて、三回までである。しかもその質疑応答は継続していなければならない。

参看 四二六号

二五二 質疑の範囲を超えたときは、中止される。

質疑が、その範囲を超え、議題外に渉り或は討論に渉るものと認められるときは、議長は、注意をなし、その発言の中止を命ずる。

参看 二四〇号、二四八号、二六〇号、二七三号、四四九号、四七一号

二五三 議案に対する質疑は、討論終局の動議が提出された後は、これを許さない。

議案に対する質疑は、委員長報告に次いでするのが例であるが、委員長報告後直ちに討論に入つた場合には、討論終局の動議が提出される前に、これを許したことがある。

第六十四回帝国議会　昭和八年二月十四日昭和八年度本予算案の討論中、加藤鯛一君がその議題に関し政府に対して質疑のため発言を求めたとき、議長(秋田清君)は、討論中質疑を許可するのは議事整理上悪例を開くおそれがあるが、極めて簡単なものならばこれを許可する旨を告げ、同君にその発言を許可した。(速記録一九九頁)

参看 二九二号第一の(九)、三〇一号

二五四 討論に対する質疑は、これを許す。但し、討論終局の動議が提出された後は、これを許さない。

討論に対する質疑をしようとするものがあるときこれを許したこともあるが、討論終局の動議が提出

された後は、直ちにその動議を採決する外ないので、これを許さない。

第三十七回帝国議会　大正五年二月二十六日　高木益太郎君外二名提出、人権保護ニ関スル法律案外一件の第一読会の続会における討論中、關和知君の反対演説を終つた際、望月長夫君は關君に対し質疑したい旨を述べ、議長（島田三郎君）は、これを許可し、望月君は質疑をし、關君はこれに応答した。（速記録七九三頁）

第五十八回（特別）帝国議会　昭和五年五月十三日　尾崎行雄君提出決議案（文部大臣奏薦ノ責任ニ関スル件）の会議における討論中、議長（藤澤幾之輔君）は、東、津雲両君の討論に対し工藤鐵男君から質疑の通告があるのでこれを許可する旨を告げ、工藤君の発言を許可した。（速記録二九九、三〇〇頁）

参看　二五六号、二九二号第一の㈨、三〇一号

二五五　議案の趣旨の説明に関連があるため、委員会に付託中の議案について質疑をする。

第十六回（特別）国会、昭和二十八年六月二十三日の会議において、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出）の趣旨の説明及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出）の趣旨の説明に対する質疑の際、細迫兼光君、中村梅吉君及び中原健次君は、両法案に関連して、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出）（六月十五日労働委員会に付託）について質疑した。（会議録一四六、一四七頁及び一五〇、一五一頁）

参看　二四三号

二五六　質疑に対する質疑は、これを許さないのを例とする。

質疑に対する質疑は、これを許さないのを例とするが、左の場合は特に院議を経てこれを許可した。

第四十三回（特別）帝国議会　大正九年七月五日佐々木安五郎君は、前日の島田三郎君の国務大臣の演説に対する質疑に対し、質疑をしようとしたが、議長（奥繁三郎君）は、質疑に対する質疑は院議に諮りこれを許すのが例である旨を告げ、同君の質疑を許可するか否かについて院議に諮つたところ、異議なくこれを許可するに決した。（速記録二八頁）

参看　二五四号

第十二節　発言及び発言通告

衆一〇四条

二五七　発言は、開議宣告の後でなければこれを許可しない。

議長が開議を宣告する前は、議事については勿論、何人よりいかなる発言を求めてもこれを許さない。

衆一三九条

二五八　議事進行に関する発言の時機は、議長の決するところによる。

議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があると認めたものの外は、これを許可する時機は、議長が決することは、衆議院規則の定めるところである。その発言を許可する場合は議事日程の変更を要しない。而して議事進行に関する発言は、一回を原則とするもので二回にわたることはできない。

なお、議事進行に関する発言を求めるときは、予めその要旨を記載して議長に提出するのを例とする。

参看　二七一号の(五)

衆一三二条
衆一九七条
衆二三九条

二五九　身上に関する弁明は、場合によりこれを許さない。

身上に関する弁明は、議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さないことがある。しかし、懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は、懲罰動議の議決前弁明のため発言をなすことができるが、議長の職権により懲罰委員会に付せられたときは、議長の宣告と同時にその効力が発生するのであるから、懲罰事犯の会議において弁明するの外はない。

身上に関する弁明を許さなかつた事例は、次の通りである。

第十回国会　昭和二十六年三月二十四日の会議において、議員川上貫一君は、陳謝文の朗読を命ぜられたにも拘らずこれを拒んだので、議長の職権によつてさらに懲罰委員会に付せられ、同月二十九日その懲罰事犯の会議において、同君は一身上の弁明を求めたが、副議長(岩本信行君)はこれを許可しない旨を宣告した。(会議録五一七頁)

なお、身上に関する弁明を交互になすときは、討論にわたるおそれがあるのでこれを許さない。

参看　二七一号の(五)、四〇〇号

衆 一三四条

二六〇　議事進行に関する発言並びに身上に関する弁明は、その範囲を超えることができない。

議事進行に関する発言又は身上に関する弁明は、自らその発言の範囲があり、その限界をみだし許可された発言の範囲を超えると認めるときは、議長は、その発言を中止する。

第十三回国会　昭和二十七年六月十二日の会議において、議員林百郎君を懲罰委員会に付するの動議に対する林君の身上弁明の発言中、議長（林譲治君）は、その発言につきしばしば注意を与えたが、同君がこれに従わないので、議長は弁明の範囲を越えるものと認め、発言の中止を命じた。（会議録一一〇九乃至一一一頁）

衆 一三四条

二六一　自席における発言者を登壇させる。

参看　二四〇号、二五二号、二七三号、四四九号、四七一号

議員の発言は演壇においてなすべきであるが、自席より簡単な発言をなすことを求めたときは、議長はこれを許可するのを例とする。しかし、議長は、必要と認めるときは、自席における発言者を登壇させることができる。

参看　四九四号

国 一二六条

二六二　発言者は、私語に応酬することができない。

発言中、その発言者に対し不規則な言辞をなす者があつても、発言者はこれに応酬することができない。みだりに応酬するときは、議長は、これを注意し若しくは禁止する。

衆 一七二条

二六三　外国語は、慣用語又は已むを得ない場合の外は、使用することができない。

外国語は、已むを得ない場合の外は、使用しないのを原則とするが、慣用語又は簡単なものは認容する

るのを例とする。但し、請願書は、普通の邦文を用いなければならず、已むを得ず外国語を用いるときは、これに訳文を附けなければならないことは、衆議院規則の定めるところである。

参看　三八一号、四一五号

衆　一三一条

二六四　同一議題中であつても、資格が異なるときは、再度発言することができる。

同一議題については、討論のための発言を二回行うことはできない。議案の提出者、委員長若しくは少数意見者は、同一議題中に趣旨弁明又は報告の補足として再度の発言をすることができ、且つ趣旨弁明又は報告の後、討論者の資格で賛否の討論もすることができる。又、質疑をなした後に討論に加わることもできる。これらの場合においても、その発言はもとより通告の順による。

国　一一六条
国　一一一条
衆　二三六条

二六五　発言中、その発言の一部に関し懲罰委員会に付せられても、なお発言権を失わない。

発言中に、その発言の一部に関して懲罰委員会に付するの動議が提出され、やむを得ない事情があるときは、直ちにその発言を中止し、その動議を採決することがあるが、採決の後その発言を継続させる。又議長の職権により発言中の一部に関し、懲罰委員会に付せられたときでも、その宣告の後発言を継続させる。

衆　一三〇条

二六六　発言中散会したときは、次の会議においてその案件が議題となつた際に、前の発言を継続させる。

発言中休憩したときは、再開の際、その発言を継続させる。

発言中に議場騒じよう等のため散会したときは、次の会議においてその案件が議題となつた際に前の発言を継続させる。又、発言中休憩したときは、再開の際その発言を継続させるのを例とする。

する。

参看　一九七号、四三八号

二六七　発言権は、これを放棄することができる。

議員は発言の許可により具体的な発言権を得るが、これを放棄することは自由である。議員が議事の都合により又は議場喧騒のため、これを放棄したことがある。なお、議長が発言通告順により発言を許可したとき、その議員が議席にいないため、発言権を放棄したものとみなされたことがある。

参看　三〇二号

二六八　発言の通告は、案件が議事日程に記載された後に、これを受理する。但し、議事日程に記載されない案件については、会議に付することに決定した後にこれを受理する。

第一回国会以来、発言の通告は、案件が議事日程に記載された後にこれを受理している。議事日程に

追加して上程する案件に対する発言通告又は動議に対する発言通告は、議院運営委員会において、その案件が会議に付することに決定した後これを受理する。

発言通告者は、別に定める用紙に氏名、件名、反対、賛成等の事項を記入して参事に交付し、参事はこれにより発言表を作成する。

参看　一一九号

二六九　質疑又は討論の発言者数及びその順位は、議院運営委員会においてこれを定める。

第五十一回帝国議会、大正十五年二月十日の各派交渉会において、質疑及び討論の発言者数及びその順位は、各会派の所属議員数の比率及びその大小により定めることに決定し、爾来毎会期これによっていた。第一回（特別）及び第二回国会においては、この先例にならつて各派交渉会で決定し、第三回（臨時）国会以後は、毎会期議院運営委員会において同様の方法でこれを定めている。又、発言者の割当のない会派については、第一回（特別）国会から第四回国会まで、その都度議院運営委員会で協議の上決定していたが、第五回（特別）国会、昭和二十四年三月十七日の議院運営委員会において、発言の

単位は、原則として議員二十人以上のグループとすることに決定し、以後これにより、その都度議院運営委員会で決定している。

右の発言順位によつて各会派から討論者の発言通告があつた場合、委員会からの指名討論者で議長が承認したものは、これらの討論者に優先して発言を許さなければならない。

参看 一一九号、二四四号、二八五号

二七〇　委員長報告の補足又は少数意見の補足は、他の発言通告に先だつてこれを述べることができる。

委員長報告又は少数意見の報告は、その議案が議題となつたときこれを許されるが、委員長、小委員長及び主査より委員長報告補足の申出があるとき又は少数意見者よりその補足の申出があるときは、他の発言通告に先だつて発言することができる。

参看 二二三号

二七一　質疑、討論、議事進行及び身上に関する発言については、議院運営委員会において発言時間を申し合せる例である。

第一回国会以来、質疑、討論、議事進行及び身上に関する発言については、議院運営委員会において、概ね発言時間の申合をする例である。

(一)　国務大臣の演説に対する質疑の場合

国務大臣の演説に対する質疑については、第一回国会以来、議院運営委員会において、各会派より発言者数及び時間を申し出させてこれに基き決定し、又は予め質疑の総時間を定めて所属議員数の比率により各会派に割り当てる例である。その発言者数及び時間は、常会及び特別会にあつては、概ね一会派二人又は三人、一人三十分乃至四十分であり、又臨時会にあつては、概ね一会派一人又は二人、四十分程度である。なお、小会派の発言の時間については、第二十回（臨時）国会までは一人又は二人、一人十五分乃至二十分の時間を割り当てたが、第二十一回国会においては、野党各会派がその割当時間の中から適当の時間を譲つた。

参看 一一九号、二四四号、四八六号

（二）国務大臣の報告に対する質疑の場合

国務大臣の特殊事件に関する報告に対する質疑については、その都度議院運営委員会において、発言者数及び時間を決定する例であるが、その人数及び時間は、概ね各会派一人、十分乃至十五分である。但し、第十回国会、昭和二十六年二月十四日及び同年五月十日の内閣総理大臣の外交問題についての発言に対する質疑については、野党の二大会派にそれぞれ一人三十分の発言を許すことに決定した。

参看 一一九号、四八八号

（三）議案の趣旨の説明に対する質疑の場合

本会議における議案の趣旨の説明に対する質疑については、その都度議院運営委員会において、発言者数及び時間を決定する例であるが、その人数及び時間は、概ね各会派一人二十分乃至三十分であり、小会派に対しては、一人十分乃至十五分の発言を許したことがある。

参看 一一九号、二四三号、四八九号

（四）委員長報告に対する質疑、討論の場合

委員長報告に対する質疑、討論については、その都度議院運営委員会において発言者及びその時間を決定する例であるが、その時間は、概ね十分乃至二十分である。

参看 一一九号、二八三号

（五）議事進行及び身上に関する発言の場合

議事進行及び身上に関する発言については、その都度議院運営委員会において、発言時間を決定する例であるが、概ね五分乃至十五分である。

参看 一一九号、二五八号、二五九号、四〇〇号

二七二　議長は、発言の時間を制限する。

議長は、質疑、討論その他の発言について時間を制限することができる。而して、第二回国会において国会法の一部を改正して、第六十一条に「議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議院に諮らなければならない。」との一項を追加した。

議長が発言の時間を制限した場合は、次の通りである。

（一）質疑時間を制限した例

第五回(特別)国会　昭和二十四年五月十九日の本会議において、内閣からの申出にかかる大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案中修正の件につき淺沼稻次郎君の質疑中議場騒然のため休憩し、本会議再開劈頭、議長(幣原喜重郎君)は、淺沼君の発言を継続せしめる旨を告げ、再質疑の時間を十分以内とする旨を宣告した。(会議録七八六頁)

（二）討論時間を制限した例

第一回(特別)国会　昭和二十二年十二月九日の本会議において、食料品配給公団法案外三件の討論に入る際、議長(松岡駒吉君)は、その時間を一人五分とする旨を宣告した。(会議録一一六一頁)

第五回(特別)国会　昭和二十四年五月十九日の本会議において、内閣からの申出にかかる大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案中修正の件の討論に入る際、議長(幣原喜重郎君は、時間は十分とする旨を宣告した。(会議録七八七頁)

同　昭和二十四年五月二十三日の本会議において、議長(幣原喜重郎君)は、二日間の会期延長の件を諮り、討論の発言時間を五分に制限した。この制限に対し異議があつたので、議長は、異議のある者の起立を求めたが、出席議員の五分の一に達しなかつた。(会議録九二二頁)

第十三回国会　昭和二十七年七月三十日の本会議において、副議長(岩本信行君)は、一日間の会期延長の件を諮り、討論の発言時間を十分に制限した。この制限に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立があつたので、副議長は、記名投票をもつて採決したところ、賛成者が少数で議長の定めた時間の通りに決した。(会議録一三八九頁)

（三）その他の発言についての時間を制限した例

第一回(特別)国会　昭和二十二年十二月九日の本会議において、議長(松岡駒吉君)は、田口助太郎君の議事進行に関する発言を許可するに際し、五分間に限つてこれを許す旨を宣告した。(会議録一一五〇頁)

参看　二七一号

第十三節　発言の制止及び取消

二七三　議長は、議員の発言が議題外、範囲外に渉り、又は議事妨害と認めるときは、これを制止する。

議長は、議員の発言が議題外、範囲外に渉り、若しくは議事妨害と認めその発言を制止したことが少くない。

(一)　議題外若しくは範囲外に渉つたとき

第十七回(臨時)国会　昭和二十八年十一月七日の会議において、決算委員長の審査の中間報告に対する杉村沖治郎君の質疑中、議長(堤康次郎君)は、同君の発言に対し質疑であるから意見を述べることを止めるよう再三注意した後、同君の発言を禁止する旨を宣告した。(会議録一四八頁)

第十回国会　昭和二十六年三月二十四日の会議において、議員川上貫一君懲罰事犯の件について、川上貫一君が一身上の弁明をしているとき、副議長(岩本信行君)は、同君の発言に対してその発言が弁明の範囲を越えないよう再三注意した後、同君の発言を中止する旨を宣告した。(会議録三三八頁)

(二)　議事妨害と認めたとき

第五十回帝国議会　大正十四年三月二日政府提出衆議院議員選挙法改正法律案第二読会において、倉元要一君は本案の反対討論中、参考文書印刷物を朗読して容易にその論旨を進めなかつたので、議長(粕谷義三君)は、しばしば同君に注意した後、参考文書は速記録に掲載の便宜があるから、時間を尊重して徳義上その朗読を止められることを望む旨を告げた際、議場騒擾して一時休憩し、再開と同時に議長は、倉元要一君の演説に対して議長は再三注意したのにも拘らず、同君は依然として参考文書を朗読し少しもその論旨を進めない、このようなことはいたずらに議事を妨害するものと認める、よつて議長は同君の発言を中止する旨を宣告した。(速記録四九八頁)

参看　二四〇号、二五二号、二六〇号、四三九号、四四九号、四七一号

二七四　議長は、不穏当と認める言辞の取消を命ずる。

第一回国会以来、議員の発言で不穏当と認める言辞があるときは、議長は、その取消を命ずるか、又は速記録を調査の上不穏当の言辞があれば適当の措置をする旨を宣告し、調査の結果不穏当の言辞があ

つたときは会議録より削除している。而して、第十三回国会、昭和二十五年五月八日の議院運営委員会において、議員の不穏当な発言の取扱いに関する件について次の通り決定した。

一　本会議における議員の発言で、議院の品位を傷つけ又は、余りにも事実と相背馳しために議員の発言の権威を失墜するものと認めたときは、議長は、その発言の取消を命ずるか、又は速記録を取調べた上適当な措置をなす旨を宣告し、この宣告に対して当日中に異議の申出がないときは、議長において不穏当な部分を削除する。もし、異議の申出があつたときは、議長は次回の議院運営委員会に諮問し、削除するかどうかを決定する。

爾来この例によつて取扱つている。この場合取消を命ぜられた言辞は、会議録に記載しない。

（一）　議長が取消を命じた例

第十三回国会　昭和二十七年七月三十一日の本会議において、領土に関する決議案につき井之口政雄君が反対討論を終つた際、議長（林譲治君）は、同君の発言中の言辞を指摘し、これを不穏当と認め取消を勧告したが同君はこれに応じなかつたので、議長は取消を命ずる旨を宣告した。（会議録一四五七頁）

（二）　議長の宣告に対して異議の申出があつた例

第十三回国会　昭和二十七年五月十日の本会議において、横田甚太郎君が電源開発促進法案に対する反対討論を終つた際、副議長（岩本信行君）は、不穏当の言辞があつたように思うから速記録取調べの上適当な措置を講ずる旨宣告した。而してこの宣告に対して異議の申出があつたので議長は、次回の十三日の議院運営委員会に諮問し、不穏当と認める言辞を会議録より削除した。（会議録七四七頁、七四八頁）

なお、院議によつて、議員の発言中の不穏当な言辞を取り消させ、又は院議によつて、その言辞を会議録に記載しないことがあつた。而して、既に会議録記載後において取消と決した場合は、取り消された言辞の記載箇所を示して削除する旨を会議録に記載する。

（一）　院議により不穏当な言辞を取り消させた例

第六十五回帝国議会　昭和九年三月三日、議員岡本一巳君の発言に関する事実調査の件の委員長報告を可決した際、砂田重政君より議員岡本一巳君の本会議及び調査委員会における発言に関し取消を求めるの動議が、又工藤鐵男君より議員岡本一巳君の本会議及び調査委員会における発言中

某大臣の金円分配に関する言辞の取消を求めるの動議が提出され、一括して起立採決の結果、これを可決した。議長(秋田清君)は、右の動議採決の結果を宣告した後、岡本一巳君に対して只今決定した院議に対して承服の意思表示を求める旨を告げ、岡本君は某大臣の金円分配に関する件はこれを取り消すが爾余の点については、取り消さない旨を述べ、議長は、岡本一巳君は院議に服従しないので、議院法第九十五条によつて同君を懲罰委員会に付する旨を宣告した。(速記録四一二乃至四一四頁)なお、既に速記録に記載された言辞はこれを削除する旨三月四日附速記録に記載した。(速記録四一四頁)

(二) 院議により不穏当な言辞を速記録より削除した例

第四十七回帝国議会　大正十二年十二月二十二日、松山常次郎君外二名提出焼失遊廓再興不許可に関する建議案の会議において、鈴木錠藏君より、中野寅吉君の該案に対する質疑演説中用語が卑猥にわたり議会の品位を傷つけるものがあるのでその箇所を速記録より削除されたい旨を述べたところ、議長(粕谷義三君)は、調査の上適当な処置をなすと答え(速記録二〇八頁)、翌二十三日の会議において昨日速記原稿を調査したところ如何にも不用意の言辞があつたと認めたので、その箇所は速記録よりこれを削除したいと告げ、なお削除の箇所に関しては議長のとつた処置を承認されたい旨を述べ、議院に諮つたところ異議がなかつた。(速記録二一七頁)

参看　二七六号、四六二号

二七五　議員が自ら不穏当な言辞を取り消し、又は釈明する。

議員が、発言中不穏当な言辞を用い、議長からその取消しを勧告され、議員自らその言辞を取り消し、又は釈明をしたことがある。

(一) 取消をした例

第十三回国会　昭和二十七年五月二十七日の会議において、船越弘君が労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件について討論を終つた際、副議長(岩本信行君)は、同君の発言中の言辞を指摘し、取消を勧告したところ、同君は、取り消す旨を述べた。(会議録八七五頁)

(二) 釈明をした例

第六十四回帝国議会　昭和八年一月二十五日、国務大臣の演説に対する質疑の際、加藤鯛一君は、

議事進行の発言を求め、昨二十四日の本会議における芦田均君の質疑は「ジュネヴァ」に誤伝せられ帝国外交上不利益な影響を及ぼすおそれがあると思料する、又同日松本忠雄君の質疑は帝国外交に対する我が国論が不一致であるような言辞があつたと思料する、よつて議長には両君に対して取消若しくは釈明を求める意思があるかどうかを質したところ、議長(秋田清君)は、芦田、松本両君に交渉し、両君は各々釈明をした。(速記録九五、九六頁)

参看 四六二号、四九二号

二七六 会議録に記載された不穏当な言辞について、議長は、取消を命じ、又は正誤する。

議長は、議員の発言で既に会議録に記載された後不穏当な言辞があると認めたときは、その言辞について発言者に対し注意をし、その結果によつてこれを取消させ或いはこれを正誤する。

第二十五回帝国議会　明治四十二年二月二十五日(速記録二四八頁)正誤
第五十八回(特別)帝国議会　昭和五年五月十三日(速記録二八四頁)取消

参看 二七四号

第十四節 参考文書の朗読

二七七 文書は、引証若しくは報告の外はこれを朗読することができない。

会議においては、自己の意見書又は理由書を朗読することはできないが、演説の引証又はある事項を報告するため簡単な文書を朗読することは妨げない。

二七八 参考文書は、議長の許可を得てこれを会議録に記載することができる。但し、浩瀚なものは、この限りでない。

議案の委員長報告、趣旨弁明、質疑、討論に当り、簡単な参考文書を会議録に記載することを請求す

るときは、議長はその内容を調査し、差支えないと認めるときはこれを許可する。しかし、浩瀚なものは、これを許可しない。

第十六回（特別）国会　昭和二十八年七月二十二日の本会議において、堤ツルヨ君は、恩給法の一部を改正する法律案の討論を終えた際、自己の作成した詳細な資料を会議録に記載されたい旨を請求した。議長（堤康次郎君）は、これを許可し、同日の会議録に堤君の参考資料、即ち、戦傷病者戦没者遺族等年金表を記載した。（会議録四八五頁、五〇一乃至五〇六頁）

参看　四五八号

第十五節　修正

二七九　議案に対する修正の動議を提出するには、その案を具えなければならない。

議案に対する修正動議は、予め、その案を具えこれを議長に提出しなければならない。

衆　一四三条

二八〇　議案に対する修正の動議は、委員会の審査終了後、討論終局の動議が提出される前は、何時でもこれを提出することができる。

議案に対する修正の動議は、委員会の審査終了後、討論終局の動議が提出される前であれば何時でも提出することができる。而して、討論終局の動議が提出されれば直ちに採決しなければならないので、修正の動議は、討論終局の動議が提出される前にこれを提出しなければならないのである。

参看　一二六号、一四四号

衆　一四三条

二八一　委員会の修正案は、議案が議題となつたとき同時に議題となる。

国　五七条
衆　一四三条

議員の提出にかかる修正案は、会議において委員長の報告後少数意見があるときはその報告の後議題とするのが例である。しかし、委員会の報告にかかる修正案については、会議において議案が議題に

供せられたとき当然同時に議題となる。

参看　一一三号

二八二　議案を併合し、又はその内容若しくは題名を変更するのは修正の範囲内とする。

議案の修正範囲は、広汎であつて、字句の修正は勿論、議案を併合し、又はその内容を変更し、拡張し若しくは縮少し又は題名を変更するのはすべてこれを修正と認める。

（一）　議案を併合した例

第十三回国会　昭和二十七年三月二十八日の会議において、中曾根康弘君外七十四名提出、夏時刻法を廃止する法律案、船越弘君外十一名提出、夏時刻法の両案を併合して一案とした。（会議録四三五頁）

第十五回（特別）国会　昭和二十七年十二月二十四日の会議において、井上良二君外七名提出、飼料需給調整法案、小笠原八十美君外十二名提出、飼料需給安定法案の両案を併合して一案とし、題名を飼料需給安定法案と修正議決した。（会議録三〇五頁）

（二）　議案の内容を変更した例

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十一月三十日の会議において、市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する法律案は、その内容を変更して市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案として修正議決した。（会議録二九六、二九七頁）

第五回（特別）国会　昭和二十四年五月二十日の会議において、事業協同組合、保険協同組合及び企業組合等の各組合を組織強化せんとする協同組合に関する包括的組織法である中小企業等協同組合法案は、保険協同組合についての規定を削除してその範囲を縮少して修正議決した。（会議録八一乃至八二五頁）

第十九回国会　昭和二十九年五月二十二日の会議において、盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案は、その適用範囲を拡張し、盲学校及びろう学校の外に養護学校を加え修正議決した。（会議録九四五乃至九五四頁）

(三)　議案の題名を変更した例

第十九回国会　昭和二十九年五月二十九日の会議において、昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案は、題名を「昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案」に改め修正議決した。（会議録一〇一八乃至一〇二五頁）

参看　一八二号、二九二号第一の(五)、三二〇号、三二八号

第十六節　討論

二八三　討論は、原案に反対賛成の両者が交互に発言する。

委員会の審査を終つた議案は、委員長の報告の後、委員会の審査を省略した議案は、その趣旨弁明の後にそれぞれ討論に入る。但し、修正案が提出されたときは、その趣旨弁明の後討論に入る。

討論の順序は、衆議院規則第百三十七条によつて、最初に原案に反対の者を発言させ、次に賛成論と反対論とが交互になるように発言させるのを原則とする。而して、委員長報告可決のとき又は議案の趣旨弁明の後討論に入る場合はこの原則によるが、委員長報告が修正若しくは否決のとき又は修正案の趣旨弁明の後討論に入る場合は、最初に原案反対者に発言させると原案に対し反対論を重ねることになるので、これらの場合には原案賛成者から討論に入る例である。

討論の順序について、各場合の事例を挙げれば、次の通りである。

(一)　委員長報告可決のとき又は議案の趣旨弁明の後討論に入る場合

委員長報告可決のとき討論に入る場合は、委員長報告の後原案反対者より討論に入る。又、議案の趣旨弁明の後討論に入る場合もこの例による。

第十九回国会　昭和二十九年五月十三日の本会議において、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を議題としたとき、外務委員長上塚司君は可決の報告をし、次いで原案に対し並木芳雄君は反対、佐々木盛雄君は賛成、上林與市郎君及び佐竹晴記君はそれぞれ反対の討論をした。（会議録八三一乃至八三六頁）

第七回国会　昭和二十五年三月十五日の本会議において、公職選挙法案及び公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の両案を一括議題としたとき、選挙法改正に関する調査特別委員長生田和平君は両案の趣旨弁明をし、次いで両案に対し鈴木義男君は反対、千賀康

治君は賛成、土橋一吉君は反対、並木芳雄君は賛成の討論をした。（会議録五三一乃至五三七頁）

（二）委員長報告修正又は否決のとき討論に入る場合

委員長報告修正又は否決のとき討論に入る場合は、原案賛成者より討論に入る。

第十九回国会　昭和二十九年五月二十五日の本会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題としたとき、公職選挙法改正に関する調査特別委員長森三樹二君は修正の報告をし、次いで原案に対し島上善五郎君は賛成、鍛冶良作君は反対、竹谷源太郎君は賛成の討論をした。（会議録九八三乃至九八八頁）

第二十一回国会　昭和二十九年十二月十五日の本会議において、昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題としたとき、大蔵委員会理事春日一幸君は否決の報告をし、次いで原案に対し柴田義男君は賛成、大平正芳君は反対、平岡忠次郎君は賛成の討論をした。（会議録一九乃至二二頁）

なお、委員長報告修正のとき討論に入る場合、原案賛成者がないので委員長報告反対者より討論を行つたことがある。

第十九回国会　昭和二十九年五月十五日の本会議において、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括議題としたとき、地方行政委員長中井一夫君は両案とも修正の報告をし、次いで両案の委員長報告に係る修正及びその他の原案に対し阿部五郎君は反対、灘尾弘吉君は賛成、大矢省三君は反対、床次徳二君は賛成の討論をした。（会議録八六三乃至八六九頁）

（三）修正案の趣旨弁明後討論に入る場合

修正案の趣旨弁明後討論に入る場合は、原案賛成者より討論に入る。

第十三回国会　昭和二十七年五月二十四日の本会議において、労働関係調整法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の三案を一括上程したとき、労働委員長島田末信君は三案とも可決の委員長報告をし、森山欽司君は各案に対する修正案の趣旨を弁明し、休憩後会議を開くに至らなかつたが、同月二十七日、前会の議事を継続し前田種男君及び青野武一君は各案に対するそれぞれの修正案の趣旨を弁明し、次いで各案の原案に対し船越弘君は賛成、稲葉修君、熊本虎三君、柄澤彦志子君及び中原健次君はそれぞれ反対の討論をした。（会議録八五七乃至八八〇頁）

第二回国会　昭和二十三年七月四日の本会議において、昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十

三年度特別会計予算の両件を一括議題としたとき、予算委員長鈴木茂三郎君は両件とも否決の報告をし、西村久之君は両件に対する、大原博夫君は昭和二十三年度一般会計予算に対するそれぞれの修正案の趣旨を弁明し、次いで両件の原案に対し島田晋作君は賛成、鈴木正文君は反対、田中源三郎君は賛成、叶凸君は反対、松本瀧藏君は賛成、中村寅太君は反対、東井三代次君は賛成、野坂參三君は反対、世耕弘一君は賛成の討論をした。（会議録一〇〇一乃至一〇一六頁）

なお、修正案の趣旨弁明後討論に入る場合、原案賛成者がないので委員長報告に賛成の者から討論を行つたことがある。

第十九回国会　昭和二十九年五月二十二日の本会議において、農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題としたとき、農林委員長井出一太郎君は修正の報告をし、芳賀貢君は修正案の趣旨を弁明し、次いで委員長報告に対し吉川久衛君は賛成、足鹿覺君は反対、足立篤郎君は賛成、日野吉夫君は反対の討論をした。（会議録九六七乃至九七五頁）

第一回（特別）国会　昭和二十二年十一月二十五日の本会議において、臨時石炭鉱業管理法案を議題としたとき、鉱工業委員会理事早川崇君は否決の報告をし、松本七郎君は修正案の趣旨を弁明し、次いで委員長報告に対し今村長太郎君は賛成、村尾薩男君は反対、前田正男君は賛成、吉田安君は反対、高倉定助君は賛成、谷口武雄君は反対、徳田球一君は賛成の討論をした。（会議録八

又、相関連する二案を一括して議題とし、一案に対する修正案の趣旨弁明後討論に入る場合、両案の原案並びに委員長報告にかかる修正及び議員の提出した修正案に対する各会派の賛否の態度がそれぞれ異つているため、多数会派より順次討論を行つたことがある。

第十九回国会　昭和二十九年四月八日の本会議において、地方税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法案の両案を一括して議題としたとき、地方行政委員長中井一夫君は第一案については修正、第二案については否決の報告をし、灘尾弘吉君は第二案について修正案の趣旨を弁明し、次いで加藤精三君は第一案について委員長報告にかかる修正のうち一部反対、その他の修正部分及び修正部分を除いた原案に賛成、第二案について修正案及びその他の原案に賛成の討論をし、鈴木幹雄君は両案の委員長報告に賛成の討論をし、北山愛郎君及び伊瀬幸太郎君はそれぞれ第一案について委員長報告にかかる修正のうち一部賛成、その他の修正部分及び修正部分を除いた原案に反対、第二案について委員長報告に賛成の討論をした。（会議録四八三乃至四九二頁）

参看　二七一号の(四)、三〇〇号

二八四 修正案に対する討論は、本案に対する討論と併せてこれをする。

第一回国会以来、議案に対し修正案が提出されたときは、委員長報告の後修正案の趣旨弁明があつて討論に入るのであるが、この場合修正案に対する討論は、本案に対する討論と併せてこれをする例である。

参看　二九三号

二八五 委員会の指名した討論者は、他の討論者より先きに討論する。

委員会がその委員の中から討論者を指名して議長に申し出た場合は、議長は、これを承認し討論させる例であり、他に通告者があるときは、委員会の指名した討論者の発言の終つた後にその発言を許可する。

参看　二六九号

第十七節　動議

二八六 委員長又は議案の発議者から議事延期の請求があるときは、議案の議題とならない前は、議長においてこれを許可する。

議事日程に記載された議案に対し、議事延期の動議が提出されたときは、院議に諮つてこれを決するが、委員長又は議案の発議者から議事延期の請求があるときは、その議案が未だ議題とならない前は、院議に諮らないで、議長においてこれを許可する。

参看　一八三号、二三一号

二八七 動議の撤回は、許可されるのを例とする。

動議の撤回は、発議者全部からの請求があれば、その動議が未だ議題とならない前は、院議に諮らないで許可されるのを例とするが、会議の議題となつた後は、院議に諮つて許可する。

第四回国会　昭和二十三年十二月十日　（会議録八〇頁）（院議許可）

第十九回国会　昭和二十九年四月二十二日　（会議録五七一頁）（議長が撤回を許可した旨を報告した。）

参看 一六〇号

二八八 動議の撤回に際し、その理由を述べる。

議員から提出した動議で、既に議題となつたもの又は議題とならないものの撤回を請求した際に、その理由を述べたことがある。

第四十五回帝国議会　大正十一年二月一日（速記録一四一頁）（議題となつたものの例）

第五十九回帝国議会　昭和五年十二月二十六日（速記録一、二頁）（議題とならないものの例）

第十八節　議事日程変更

二八九 議事日程追加及び順序変更の動議は、討論を用いないで直ちに採決する。

議事日程に記載した案件があるにかかわらず、議員から他の案件を議事日程に追加するの動議若しくは議事日程の順序を変更するの動議が提出されたときは、直ちにこれを議題となし、討論を用いないで採決する。

参看 一八八号、二九二号第二の(一)

二九〇 議事日程変更の動議の趣旨弁明は、これをしないのを例とする。

議事日程変更の動議が提出されたときは、直ちにこれを議題となし、討論を用いないで、その許否を決する。この動議の趣旨は自ら明瞭であるから、単に議事日程の順序を変更して、或いは議事日程に追加して何々を議題とせられんことを望む旨を述べるのを例とする。

二九一 議事日程に記載された議案で、同一委員会に付託されたもの又

二は同一の委員会提出法律案は、一括して会議に付するのを例とする。

議事日程の順序を繰り上げて議案を会議に付するには、院議により議事日程の変更を要するが、第一回国会以来、同一委員会に付託された議案又は同一の委員会提出法律案については、議長は、議院に諮らないで、一括して議題とするのを例とする。

参看 二二四号、二三八号、二九二号第一の(四)、三二一号

第十九節　先決問題

二九二　会議事項に先だつて表決又は選挙の必要のある案件を先決問題とする。

先決問題は、概ね議事日程の変更を要せず、直ちに議題とする。

先決問題は、議題に直接の関係を有すると否とに拘らず、これを表決又は選挙しなければ議事を進めることができないものであるから、概ね議事日程の変更の手続をしないで直ちにこれを議題とする。

第一　議題に直接の関係を有するもの

(一)　選挙の際その選挙に直接関係ある動議

選挙の際、選挙に関する規則改正を議するの動議、記名投票によるべしとの動議、投票の手続を省略して議長の指名によるべしとの動議、推薦の動議等は、すべて先決問題として直ちにこれを採決する。

参看 五二号、五三号、五六号、三六四号、三六六号、四七二号

(二)　趣旨弁明省略の動議

議案の趣旨弁明を省略するの動議は、先決問題として直ちにこれを採決する。而して、この動議は、概ね即決の動議を伴つている。

参看 二四一号

(三)　委員長報告省略の動議

委員長報告を省略するの動議は、先決問題として直ちにこれを採決する。而して、この動議は、概ね

即決の動議を伴つている。

第四回国会　昭和二十三年十二月十三日の本会議において、今村忠助君は、参議院提出、特別未帰還者給与法案を議事日程に追加して議題となし、委員長の報告を省略し、直ちに議決されたいとの動議を提出したので、議長（松岡駒吉君）は、直ちにこの動議を採決した。（会議録一四二頁）

同　昭和二十三年十二月二十三日の本会議において、今村忠助君は、参議院提出、健康保険法の一部を改正する法律案を議事日程に追加して議題となし、委員長の報告を省略し、直ちに議決されたいとの動議を提出したので、議長（松岡駒吉君）は、直ちにこの動議を採決した。（会議録二七一頁）

参看　二二九号

（四）　数議案を一括して会議に付するの動議

数議案を一括して会議に付するの動議又は一議案が既に会議に付されたとき他の数議案をこれと一括して議題とするの動議が提出されたときは、直ちにこれを採決する。

参看　二二五号、二九一号、三二一号

（五）　修正の動議及び修正の範囲に関する動議

議案に対する修正の動議は、原案の採決に先だつて採決する。修正の範囲に関する動議も同様である。

参看　二八〇号、二八二号

（六）　議員逮捕許諾要求の件について期限を附するの動議

第十九回国会　昭和二十九年二月二十三日の本会議において、議員有田二郎君の逮捕について許諾を求めるの件を議題とし、議院運営委員長の報告を終つた際、鍛冶良作君は、本件については、来る三月三日まで逮捕することを許諾するとの動議を提出したので、議長（堤康次郎君）は、鍛冶君に趣旨弁明を許し、本件とともに討論に付した後、まず鍛冶君提出の動議を採決した。（会議録一三三乃至一三七頁）

参看　八九号、二九三号

（七）　再審査の動議

第十三回国会　昭和二十七年六月十日の本会議において、原田雪松君外四十四名提出、畜犬競技法

衆　一四三条
憲　五〇条
国　三三条
衆　一二九条

衆一四〇条
衆一四二条
衆一四一条
衆一四三条

案を議題とし、農林委員長の報告を終つた際、副議長(岩本信行君)は、福永健司君から本案はさらに審査するため農林委員会に付託すべしとの動議が提出されているが、本動議は先決問題であるから直ちに議題とすると宣告し、討論の後採決した。(会議録一〇七九頁)

参看 二一九号

(八) 質疑終局の動議

質疑が続出して容易に終局しないときに、議員二十人以上から質疑終局の動議が提出されたときは、先決問題として直ちにこれを採決する。

参看 二九六号、三〇〇号

(九) 討論終局の動議

賛否各々二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求がないときに、議員二十人以上から討論終局の動議が提出されたときは、先決問題として直ちにこれを採決する。

参看 二五三号、二五四号、二九五号、三〇〇号、三〇一号

(一〇) 議事及び議決延期の動議

第一回(特別)国会 昭和二十二年十一月二十九日の本会議において、内閣提出、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、司法委員長の報告を終つた際、安平鹿一君は、本案に対する採決は残余の日程とともに延期し、本日はこれにて散会せられたいとの動議を提出したので、議長は、直ちにこれを採決した。(会議録九五三頁)

参看 二九四号、二九五号

(一一) 議案の撤回を求めるの動議

第五十九回帝国議会 昭和六年三月二日、政府提出地租法案外六件の第一読会の続会において、委員長報告に次いで望月圭介君外十六名より地租法案外六件の撤回を求めるの動議が提出され、提出者岡田忠彦君がこの趣旨弁明をした後、議長(藤澤幾之輔君)は、撤回の動議は先決問題であるが、便宜上七案の討議と併せて討論に付し、採決はさきにこれをする旨を宣告した。(速記録五三五乃至五三四頁)

参看 二九三号

(一二)

(二) 予算の編成替を求めるの動議

第十五回(特別)国会　昭和二十八年三月二日の本会議において、昭和二十八年度一般会計予算外二件についての予算委員長の報告を終つた際、副議長(岩本信行君)は、宮澤胤勇君外九名及び河野密君外三名から、一般会計予算外二件の編成替を求めるの動議が提出されており、また成田知巳君外五名から一般会計予算に対する修正案、特別会計予算及び政府関係機関予算の編成替を求めるの動議が提出されている旨を報告し、順次これらの動議及び修正案の趣旨弁明を許し、本件とともに討論に付した後、議長(大野伴睦君)は、まず動議及び修正案を採決した。(会議録五二九乃至五六〇頁)

第十五回(特別)国会昭和二十七年十二月十六日、昭和二十七年度特別会計予算補正(特第1号)外一件に対し(会議録一四一乃至一六〇頁)、第十六回(特別)国会昭和二十八年五月二十九日、昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(第1号)外二件に対し(会議録六二乃至六六頁)、同年六月二十七日、昭和二十八年度一般会計暫定予算補正(第2号)外二件に対し(会議録一八〇乃至一八五頁)、同年七月十七日、昭和二十八年度一般会計予算外二件に対し(会議録三七四乃至三八九頁)、第十七回(臨時)国会昭和二十八年十一月三日、昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)に対し(会議録九八乃至一〇八頁)、第十八回(臨時)国会昭和二十八年十二月五日、昭和二十八年度一般会計予算補正(第2号)外二件に対し(会議録六一乃至六九頁)、第十九回国会昭和二十九年三月四日、昭和二十九年度一般会計予算外二件に対し(会議録一九七乃至二一一頁)、第二十回(臨時)国会昭和二十九年十二月四日、昭和二十九年度一般会計予算補正(第1号)外二件に対し(会議録一一乃至一七頁)同様の事例がある。

参看　一九三号、三四七号

(一三) 両院協議会を開くことを求めるの動議

法律案について、本院において参議院の回付案に同意しなかつた場合、又は参議院において本院の送付案を否決し及び本院の回付案に同意しなかつた場合、若しくは本院が憲法第五十九条第四項の規定により参議院が否決したものとみなす議決をした場合に両院協議会を開くことを求めるの動議が提出されたときは、直ちにこれを採決する。法律案、予算及び条約を除いて、本院先議の国会の議決を要する案件について、参議院が本院の議決に同意しなかつた場合に両院協議会を開くことを求めるの動議が提出されたときも同様である。四六六号、四六八号

参看　四六六号、四六八号

(一四) 国務大臣の出席要求の動議

議題に関し、国務大臣の出席要求の動議が提出されたときは、直ちにこれを採決する。

参看　四八三号

第二　議題に直接の関係のないもの

(一)　議事日程の順序変更の動議又は追加の動議

議事日程に記載した案件の順序を変更すべしとの動議又は議事日程に記載してない案件を追加して上程すべしとの動議は、先決問題として直ちに採決する。而して、これらの動議の趣旨弁明は、これをしないのが例である。

参看　二八九号

(二)　休会の動議

第四十八回帝国議会　大正十三年一月二十二日、皇太子殿下御結婚につき賀表及び賀牋奉呈の件（議長発議）を議了した際、野田卯太郎君外十三名より、皇太子殿下御成婚の御慶事が目睫の間にあるが、今日議事を進行するときは激烈な論争を惹起するおそれがあるをもつて、本日これより来る二十九日迄休会すべしとの動議を提出したので、議長（粕谷義三君）は、先決問題であるとして直ちにこれを採決した。（速記録一四頁）

(三)　休憩の動議

第六回（臨時）国会　昭和二十四年十二月二日の本会議において、議員砂間一良君を懲罰委員会に付するの動議を議題とし、趣旨弁明及び身上弁明の終つた際、淺沼稻次郎君から休憩の動議が提出されたので、副議長（岩本信行君）は、直ちにこの動議を採決した。（会議録四三一頁）

(四)　議事中止の動議

議事中止の動議は、先決問題として直ちにこれを採決する。

(五)　散会の動議

第七回国会　昭和二十五年四月二十日の本会議において、開会劈頭、議長（幣原喜重郎君）は、田

中織之進君外百五名より散会の動議が提出されていると報告し、直ちにこれを採決した。（会議録九一一頁）

参看　一九九号

(六)　議長、副議長その他役員の選挙、議席の指定、会期の件、懲罰の動議、懲罰事犯の件等議院の構成に関する諸案件

憲法第六十七条には、内閣総理大臣の指名は他のすべての案件に先だつて行われなければならない旨規定しているが、この他のすべての案件というのは、議長、副議長その他役員の選挙、議席の指定、会期の件、懲罰の動議、懲罰事犯の件等議院の構成に関する諸案件を除いた他のすべての案件という意味である。従つて、これらの案件は、内閣総理大臣の指名より先に選挙を行い又は議決する。

参看　一七六号、二九七号

(七)　内閣総理大臣の指名

内閣総理大臣の指名は、議院の構成に関する諸案件を除く他のすべての案件に先だつて、これを行う。

参看　六二号

(八)　内閣信任若しくは不信任の決議案又は国務大臣に対する信任若しくは不信任の決議案。これらの決議案は、議院の構成に関する諸案件を除く他の案件より先議する例である。

二九三　先決問題を本案と共に議題に供し、採決はこれを先にする。

先決問題が提出されたときは、直ちにこれを議題とし可否を決すべきであるが、本案と関連して討論するのが便宜な場合には、これを併せて議題とし採決に当つてはこの動議を先にする。

参看　二八四号、二九二号第一の(六)、(一一)及び(一二)、三四七号

二九四　議事延期の動議と即決の動議とが相次いで提出されたときは、まず議事延期の動議を採決する。

議事延期の動議と即決の動議とが相次いで提出されたときは、議事延期の動議を先に採決する。

参看　二九二号第一の(一〇)

二九五　議事延期の動議と討論終局の動議とが相次いで提出されたときは、まず議事延期の動議を採決する。

議事延期の動議と討論終局の動議とが相次いで提出されたときは、議事延期の動議を先に採決する。

参看　二九二号第一の(九)及び(一〇)

二九六　質疑延期の動議と質疑終局の動議とが相次いで提出されたときは、まず質疑延期の動議を採決する。

質疑延期の動議と質疑終局の動議とが相次いで提出されたときは、質疑延期の動議を先に採決する。

参看　二九二号第一の(八)

二九七　会期終了日においては、議長不信任の決議案より会期延長の件を先議する。

会期終了日に、会期延長の必要を議長が認めた際には、議長不信任の決議案が提出されても、まず会期延長の件について議院に諮る。

第十三回国会　昭和二十七年七月三十日(会期終了日)の本会議休憩後、議長(林讓治君)は会期延長の件を議院運営委員会に諮問したところ、同委員会においては、これを一日間延長すべきものと答申し、議長と参議院議長との協議が整わないまま再開後の本会議に会期延長の件を諮るべきことを決した際、林議長不信任決議案が提出されたので、更にその取扱いについて協議したが、議長不信任の決議案は、会期延長の件を議決した後に審議すべきであると決定し(議院運営委員会議録第七十六号一六、一七頁)、よつて、副議長(岩本信行君)は、本会議再開後直ちに会期延長の件を諮つた。(会議録一三八九頁)

第十九回国会　昭和二十九年六月三日及び同月五日に同様の事例がある。(会議録一〇六九頁、一〇七三頁)

なお、会期終了日に、国務大臣不信任決議案及び常任委員長解任決議案より会期延長の件を先議した

ことがある。

第十六回（特別）国会　昭和二十八年七月三十一日（会期終了日）の議院運営委員会においては、会期延長の件を、外務大臣不信任決議案及び予算委員長解任決議案より先議すべきものと決定し（議院運営委員会議録第三一号四乃至七頁）、よつて議長（堤康次郎君）は、本会議開会劈頭会期延長の件を諮つた。（会議録第三三号追録）

参看　四号、二九二号第二の（六）

二九八　議長不信任決議案に次いで議長信任決議案が提出されたときは、議長信任決議案を先議するものとする。

第九十二回帝国議会　昭和二十二年三月二十七日の各派交渉会において、永江一夫君提出、決議案（議長不信任の件）及び椎熊三郎君提出、議長信任の決議案の取扱いに関し、大池書記官長は、議長信任と不信任の決議案が競合した例はないが、議長は、今日までの先例がすべて現状を否定するものよりも現状を肯定するものの方が先決になつていること、また、採決の方法も問題を可とする者を起立せしめて先に採るように規定されていることに基いて信任決議案を先決なりと判定し、それによつて進めることになつたと説明し、信任決議案を先議することになつていたが、議題となる前に両決議案は撤回された。

第一回（特別）国会　昭和二十二年十一月二十四日にも同様の事例がある。

（参照）

第五回（特別）国会　昭和二十四年五月十一日の商工委員会において、委員聽濤克巳君から委員長不信任の動議が提出され、次いで委員村上勇君から委員長信任の動議が提出され、討論の後、委員長（代理神田博君）は、従来の慣例について勘案するときは信任の動議を先決することになつているので委員長信任の動議を採決する旨を述べ、村上勇君が委員長席に着き、同動議を採決した。（委員会議録第一二号一〇乃至一二頁）

二九九　問題を議すべからずという動議は、反対説であつて先決問題ではない。

議題となつている問題を議すべからずという動議は、理由の如何に拘らず、問題をして消極的に終らし

め否決と同一の結果を来たらしめるものであるから、反対説と認めるべきであつて先決問題でない。
第五回帝国議会　明治二十六年十一月二十九日（速記録六頁）

第二十節　質疑及び討論終局

三〇〇　質疑及び討論終局の動議が提出されたときは、先決問題として、直ちに採決する。

質疑中質疑が続出して、容易に終局しない状勢にあるときは、議員二十人以上から質疑終局の動議を提出することができる。又討論については、賛成若しくは反対各々二人以上の発言があつた後又は賛否いずれか一方が二人以上発言して、他方に発言の要求がなかつたときは、議員二十人以上から討論終局の動議を提出することができる。

質疑終局又は討論終局の動議は、先決問題であるから動議が提出されたときは、討論を用いないで、直ちに採決する。

参看　二九二号第一の(八)及び(九)

三〇一　討論終局の動議が提出されたときは、質疑、修正、趣旨弁明の補足、身上弁明等もこれを許可しない。

討論終局の動議が提出されたときは、直ちに採決する外ないので、質疑、修正は勿論趣旨弁明の補足、身上弁明等もこれを許可しない。

参看　二五三号、二五四号、二八〇号

第二十一節　表決

三〇二　表決権は、これを放棄することができる。

表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができないのであるが、議場内にいる議員の表決権に関しては、従来何等の規定がなかつたが、表決権の放棄を認めていた。しかし、第三回（臨時）国会における衆議院規則の一部改正に際し、第百五十五条の二に記名投票を行う場合、議長の定めた時間内に投票しない者を棄権したものとみなす規定をもうけた。

参看　四〇号、二六七号、三一二号

三〇三 起立者数の多少を認定し難いときは、反対表決をなすことができる。

起立をもつて採決をなした際に、議長においてその多少を認定し難いときは、記名投票をもつてこれを決すべきものであるが、時に反対者を起立せしめ採決をしたことがある。その事例は、次の通りである。

第四十三回帝国(特別)議会　大正九年七月二十六日(速記録三七九頁)
第四十九回帝国(特別)議会　大正十三年七月十一日(速記録一六七頁)

三〇四 委員会の報告が否決の場合における採決の順序は、まず委員会報告の通り決するか否かを採決し、出席議員の過半数の賛成を得られなかつたときは、次に原案について採決する。

この場合に議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決し、次に原案について採決する。

表決は問題を可とするものからこれを採決するのが原則であるから、委員会の報告が否決である場合でも、委員会の報告が可決又は修正の場合と同様に、まず委員会報告の通り決するか否かを採決し、出席議員の過半数の賛成を得られなかつたときは、次に原案について採決する。しかし、修正案が提出されたときには、まず修正案を採決し、次に原案について採決する。

(一) 委員会の報告が否決の場合に委員会報告の通り決するか否かを先に採決した例
第二十回(臨時)国会　昭和二十九年十二月六日(会議録一二六頁及び一三一頁)

(二) 委員会の報告が否決の場合に修正案を先に採決した例
第十九回国会　昭和二十九年四月八日(会議録四九四頁)

三〇五 表決の結果の宣告に対する異議の申立について、申立者の起立を求める。

起立による表決の結果の宣告に対する異議の申立があつた場合に、申立者の数が分明でないときは、異議申立者の起立を求めることがある。起立者が出席議員の五分の一以上あるときは、記名投票をもつて表決を採らなければならない。

又、問題について異議の有無を議院に諮つて議長が異議がないと認め可決の旨を宣告し、これに対し異議の申立があつた場合に、申立者の数が分明でないときは、異議申立者の起立を求めることがある。起立者が二十人以上あるときは、議長は、起立の方法をもつて表決を採らなければならない。

(一) 起立採決の結果に対する異議申立

第五回(特別)国会　昭和二十四年四月二十一日(会議録二四五頁)成規の異議の申立があつて記名投票で採決した。

同　昭和二十四年五月二十三日(会議録九二二頁)成規の異議の申立がなかつた。

第十三回国会　昭和二十七年七月三十日(会議録一三七五頁)成規の異議の申立があつて記名投票で採決した。

(二) 異議の有無を諮つた結果に対する異議申立

第一回(特別)国会　昭和二十二年七月十二日(会議録一七一頁)成規の数がなかつた。

三〇六　表決の結果の宣告に対する異議の申立は、次の議題の宣告前でなければならない。但し、記名投票による表決の結果の宣告に対しては異議を申し立てることができない。

表決の結果を宣告したとき、その宣告に対する異議の申立は、議長が次の議題を宣告する以前に申し立てなければならないが、記名投票による表決の結果の宣告に対しては、異議の申立をすることはできない。

第一回帝国議会　明治二十四年二月二十八日　末廣重恭君提出、議事日程変更の動議を副議長(津田眞道君)は起立をもつて採決し、起立者多数なる旨を宣告し、動議の決定に従つて次の議事を開く旨を宣告した際に、湯本義憲君から起立者少数なりと認める異議の申立をする旨を述べたが、副議長は、次の議題宣告後の異議申立であるから、その機を失したるものと認める旨を宣告し、異議の申立を認めなかつた。(速記録八九三頁)

第五回(特別)国会　昭和二十四年五月三十一日　食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案及び食糧増産確保基本法案につき閉会中審査せしむる件(議長発議)につき記名投票による採決の結果を宣告した後、異議の申立があつたので、副議長(岩本信行君)は、「採決に対する異議の申立が成規により提出されておりますが、記名投票を行つたその結果に基いて決定したものでありますから、採決に対する異議の申立は成り立ちません」と宣告した。(会議録一〇一七頁)

三〇七　起立採決によらないで、直ちに記名投票をもつて採決する。

議長は、表決の際に、問題について異議の有無を議院に諮り、異議がないと認めたときは可決の旨を宣告し、或いは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。しかし、議長が必要と認めたとき、又は出席議員の五分の一以上の要求があつたときは、直ちに記名投票をもつて採決する。この方法は、重要な案件に対しては、しばしば用いている。

三〇八　表決の際における議場の閉鎖は、議長の宣告によつて行う。

記名投票による表決の際、議場の入口を閉鎖するのは、議長の宣告によつて、衛視がこれを執行する。

参考　三五号

三〇九　議場の閉鎖中に、退場しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

議場の閉鎖中、投票を終了した者が、病気その他の事由によつて退場しようとするときは、議長の許可を要し、退場は、議長席の後方の出入口からする。

三一〇　表決の際の記名投票は、議長の選挙の例にならつて、参事が演

壇でこれを受け取り、代つて投函する。

第一回帝国議会以来、表決の際の記名投票は、混雑を避けるため、書記官が演壇で投票を受取り、代つて投函するのを例とし、新国会においても、衆議院規則第四条の議長の選挙の例によるのを例とする。

参看 三二号

三一一 記名投票による表決の際、議員が登壇できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代つて投函する。

記名投票の際、議員が病気その他の事故により登壇できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代つてこれを投函するのを例とする。

参看 三六号

三一二 投票しない者は、表決権を放棄したものとみなす。

投票の際、議長は、投票漏の有無を注意するが、なお投票しない者があるときは、表決権を放棄したものと認め、棄権したものとみなす旨を宣告する例であつたが、第三回（臨時）国会昭和二十三年十月十一日の衆議院規則の一部改正の際に、第百五十五条の二として、「記名投票を行う場合、議長において時間を制限したときは、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなすことができる。」との規定をもうけ、爾来、議長において投票の時間を制限したときは、制限時間内に投票しない者は、投票を棄権したものとみなす旨を宣告する。

参看 第十三回国会 昭和二十七年七月三十日（会議録一三八九頁、一三九一頁）

参看 三〇二号

三一三 記名投票による表決の際、誤つて他人の木札を用いたときは、場合によつてその効力を異にする。

記名投票による表決の際、誤つて他人の木札の名刺を用いたとき、これに対し議長において無効の宣告をしたこともあり、又院議に諮つてこれを有効と認めたこともある。

(一) 無効と宣告した例

第二十二回帝国議会　明治四十年三月二十七日（速記録三八五頁）
第五十一回帝国議会　大正十五年三月六日（速記録六五四頁）

（二）院議に諮り有効と認めた例

第二十四回帝国議会　明治四十一年二月四日（速記録九四頁）
第三十九回（臨時）帝国議会　大正六年七月三日（速記録九二頁）

三一四　表決の方法に関する宣告が徹底しなかつたため、重ねて宣告したが、既に行つた投票はこれを有効とする。

第四十九回（特別）帝国議会、大正十三年七月十一日山本条太郎君提出「贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案」に附帯した決議案について記名投票をもつて採決をなすに当り、議長（柏谷義三君）は、投票開始を宣告し、投票を始めたが、議場喧騒のため議長の宣告が徹底しなかつたので、議長は更に宣告をすると同時に、今迄に既に投票を行つた諸君は議長の宣告を諒解したものと認め、既にした投票はこれを有効とする旨を告げ、投票を継続せしめたことがある。（速記録一六八頁）

三一五　投票は更正することができない。

一度投函した投票は、更正することを許さない。第四回帝国議会明治二十五年十二月十三日（速記録二四九頁）にこの事例がある。

三一六　記名投票による表決の際、賛成又は反対の議員のみ投票する。

記名投票を行う場合に、賛成又は反対の議員のみ投票をし、他の一方は投票をしなかつたことがある。

第四十三回（特別）帝国議会　大正九年七月二十七日（速記録四二〇頁）否とする議員（二百四十三名）のみが投票した。

第十九回国会　昭和二十九年六月九日（会議録一〇八〇頁）可とする議員（二百四十八名）のみが投票した。

同　同日（会議録一〇九一頁）可とする議員（二百五十名）のみが投票した。

三一七　議員の進退又は身上に関する件の表決に起立の方法を用いる。

第一回国会以来第二十一回国会までに、議員の進退又は身上に関する件で表決に付した総件数は、百一件であつて、その内、二十四件は諮問の方法によつたもの、七十件は起立の方法によつたもの、七件は記名投票によつたものである。

議員辞職の件の採決は、諮問の方法により、懲罰委員会に付するの動議及び懲罰事犯の件は、起立の方法により、逮捕許諾の件については、概ね記名投票の方法によつて採決している。

（一）　議員辞職の件　　総数　二十一件

諮問の方法によつたもの　二十件

起立の方法によつたもの　一件

（二）　懲罰委員会に付するの動議　　総数　十四件

諮問の方法によつたもの　二件

起立の方法によつたもの　九件

記名投票の方法によつたもの　三件

（三）　懲罰事犯の件　　総数　六十件

起立の方法によつたもの　五十九件

記名投票の方法によつたもの　一件

（四）　議員逮捕につき許諾を求めるの件　　総数　六件

諮問の方法によつたもの　二件

起立の方法によつたもの　一件

記名投票の方法によつたもの　三件
参看　八一号、八七号、三九九号、四〇四号

三一八　議長が決裁権を行う場合は、消極的であるのを例とする。

議長は、選挙に関する投票には加わるが、表決に加わつたことがない。表決の結果が可否同数であるときは、議長の決するところによるのであるが、その決裁は消極的であるのを例とする。

議長が消極的に決裁権を行つた場合は、第二回帝国議会明治二十年三月十五日（速記録四四〇頁）、同三月二十四日（速記録六四四頁）、第二十三回帝国議会明治四十年三月二十六日（速記録三八五頁）の四回である。

三一九　表決、表決方法及び表決の結果の宣告は、これを訂正することができる。

議長は、表決に付するの宣告、表決方法若しくは表決の結果の宣告をした後に、その宣告を訂正したことがある。

(一)　表決に付するの宣告を訂正した例
第二十二回帝国議会　明治三十九年二月一日（速記録三〇頁）

(二)　表決方法の宣告を訂正した例
第十二回（特別）帝国議会　明治三十一年六月十日（速記録三一〇頁）起立を記名投票に
第二十四回帝国議会　明治四十一年二月十三日（速記録一二六頁）記名投票を諮問に
第二十八回帝国議会　明治四十五年二月十三日（速記録九五頁）記名投票を起立に
第一回（特別）国会　昭和二十二年十一月二十日（会議録七八六頁）記名投票を起立に

(三)　表決の結果の宣告を訂正した例
第五十六回帝国議会　昭和四年二月十二日（速記録三一三頁）

三二〇　題名の修正は、本文と併せ採決するのを例とする。

法律案の題名に修正があるときは、本文と併せて採決するのを例とする。

参看　一八二号、二八二号、三二八号

三二一　一括議題とした数議案を一括又は各別に採決する。

同一委員会に付託された数議案を一括して議題とすることは通例であるが、この場合において、採決は一括してすることがあり、又各別にこれをすることがあり、必ずしも一定していない。

なお、同種又は関連するため数議案を一括して議題とすることがあるが、此の場合も、一括或は分割して採決したことがある。

第三回（臨時）国会　昭和二十三年十一月三十日（同種議案四案一括議題採決二案宛分割）　二五三頁、二七七頁

第六回（臨時）国会　昭和二十四年十一月二十七日（関連議案三案一括議題採決三案一括）　二四五頁、二五八頁

参看　二二四号、二二五号、二三八号、二九一号、二九二号第一の(四)、三八六号

三二二　一法律に対し、廃止案と改正案とが議事日程に記載されたときは、廃止案を先に採決する。

一法律に対する政府提出改正案及び議員提出廃止案の二案が、同日の議事日程に記載されたとき、議事日程の順序を繰り上げて、議員提出の廃止案を先に会議に付したことがある。又政府提出改正案と議員提出廃止案とを一括して議題とし、廃止案を先に採決したことがある。

(一)　日程の順序を繰り上げて、廃止案を先に採決した例

第二十四回帝国議会　明治四十一年三月十二日（速記録二七七頁）

(二)　一括議題となし、廃止案を先に採決した例

第三十回帝国議会　大正二年三月二十五日（速記録二七五頁）

第四十六回帝国議会　大正十二年二月十日（速記録二二九、二三〇頁）

なお、第三十一回帝国議会、大正三年二月十六日には、政府提出「営業税法中改正法律案」並びに關直

彦君外五名提出「営業税法廃止法律案」外九件を一括して議題とし、その採決に際し、議長（大岡育造君）は、まず「営業税法中改正法律案」を採決する旨を告げ、守屋此助君は全廃案を先にし然る後改正案を採決すべきものであると述べたが、議長は、政府提出改正案の第二読会を開くか否かを先に採決した。（速記録二二三頁）

三二三　数箇の修正案がある場合は、議長は、その採決の順序を定める。

議案に対し、数箇の修正案が提出されたときは、議員提出の修正案は委員会の修正案より先に採決する。議員提出の修正案の間にあつては、原案に最も遠いものから先に採決すべきことは、衆議院規則の定めるところであつて、原案に対する遠近を区別し難い場合における採決の順序は、議長がこれを定める。

参看　二三九号

三二四　数箇の修正案がある場合に、共通の点があるときは、まずその共通の部分から、又は共通でない部分から採決する。

議案に対し数箇の修正案が提出され、その修正案に共通部分があるときは、共通の部分を先に採決することがあり、又は共通でない部分から先に採決することもある。

（一）　共通の部分から採決した例

第七十五回帝国議会　昭和十五年三月十八日（速記録六八一頁）

（二）　共通でない部分から採決した例

第二回国会　昭和二十三年七月二日（会議録九七九頁）

三二五　数箇の修正案がある場合に、互に共通の部分があつても、院議に諮り又は諮らないで各案毎に採決する。

議案に対し数箇の修正案が提出された場合に、互に共通の部分があつても、院議に諮りこれを別箇のものとみなして各案毎に採決することがあり、又議院運営委員会で決定のあつた場合には院議に諮らないで各案毎に採決する。

（一）　院議に諮つた例

第五十回帝国議会　大正十四年三月七日（速記録五八一頁）

第五十六回帝国議会　昭和四年三月五日（速記録五七六頁）

（二）　院議に諮らなかつた例

第十三回国会　昭和二十七年五月二十七日（会議録八八〇頁）

第二十二節　議決

三二六　議案は、委員会の審査に付し、その報告をまつて議決する。

法律案、予算、条約、決算、承諾を求めるの議案、国会の承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件等は、すべて委員会に付託されるので、その報告をまつて議決するのを原則とする。但し、委員会の審査省略の要求がある議案について、院議により省略すると決したときは、直ちに会議に付し議決する。

参看　二二一号、二二九号、三六〇号

三二七　修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかつた場合に、特に廃棄しないものと議決したときは、委員会に付託して案を起させることができる。

議院の会議において修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかつた場合に、院議で特に廃棄しないものと議決したときは、委員会に付託して案を起草させることができる。

三二八　数議案を併合して、一案として議決する。

委員会において、数議案を併合して一案とし、修正議決すべきものと報告し、院議で委員会報告の通り議決したことがある。

第十三回国会　昭和二十七年三月二十八日、中曾根康弘君外七十四名提出、夏時刻法を廃止する法律案及び船越弘君外十一名提出、夏時刻法を廃止する法律案の両案を併合し、一案として議決した。（会議録四三五、四三六頁）

第十五回（特別）国会　昭和二十七年十二月二十四日、井上良二君外七名提出、飼料需給調整法案及び小笠原八十美君外十二名提出、飼料需給安定法案を併合して一案とし、その題名を飼料需給安定法案として議決した。（会議録三〇〇乃至三〇五頁）

参看　一八二号、二八二号、三二〇号

三二九　議決した案件と同一の案件は、議決を要しない。

同一の案件を内容とする議案が数件あるとき、一議案が議決されたときは、その結果として他の議案は議決を要しないものとする。

同一案件を内容とする数議案が同日の会議に上程され、その一議案が議決されたときは、他の議案につき、議長は、院議に諮ることなく、議決を要しないものとなつた旨を宣告するのを例とする。

又、同日の会議に上程されないときは、他の議案は、議決を要しないものとして処理する。

(一)　議決を要しないものとする宣告をした例

第七回国会　昭和二十五年三月四日の会議において、天野久君外三十三名提出、池田大蔵大臣兼通商産業大臣不信任決議案及び野坂參三君外三十五名提出、大蔵大臣兼通商産業大臣池田勇人君に対する不信任決議案の両案を一括して議題とし、天野君外三十三名の提出案を採決の結果、同案が否決されたので、議長（幣原喜重郎君）は、野坂君外三十五名の提出案は議決を要しないものとなつた旨宣告した。（会議録二九三乃至三〇〇頁）

(二)　議決を要しないものとして処理した例

第十回国会　昭和二十六年三月二十八日の会議において、前田郁君外二名提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案は、委員会報告の通り可決したので、右議案と同一の内容を有するため委員会から議決を要しないものとして報告された淺沼稻次郎君外四十四名提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案及び原彪君外一名提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の両案は、これを議事日程に記載せず、議決を要しないものとして処理した。

参看　三九三号

三三〇　法律案の条項中に引用した法律の号数を、欠字のまま議決する。

法律案は、その条項中に欠字があるまま議決することはできないのであるが、已むを得ない場合に、その条項中に引用した法律の号数を欠字のまま議決したことがある。

第十三回国会　昭和二十七年六月五日の会議において、日本電信電話公社法施行法案は、その条項中に引用した法律の号数を欠字のまま議決した。（会議録九八七乃至一〇〇四頁）

三三一　院議により、議決の結果生ずることが明かな条項及び字句の整理を議長に委任する。

議案の修正議決の際に、院議により、議決の結果生ずること明かな条項及び字句の整理を、議長に一任したことがある。

第十九回国会　昭和二十九年四月八日、地方税法の一部を改正する法律案（堤康次郎君）は、右議案議決の結果生ずる条項及び字句の整理を議長に一任されたいと発議し、院議異議がなかつたので、条項及び字句を整理して参議院に送付した。（会議録四九四頁）

憲五九条
国八三条の二
国八三条の三

第三章　議事特則

第一節　法律案の再議決

二三二　法律案について、本院議決案を再議決する。

法律案について、参議院の回付案に同意しないとき、本院提出又は送付の法律案を参議院が否決したとき及び法律案を参議院に提出又は送付の後国会の休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないため参議院が否決したものとみなしたとき、憲法第五十九条第二項の規定によつて本院議決案を再議決したことがある。

（一）参議院回付案に同意しないで本院議決案を再議決した例

第一回（特別）国会　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）、民法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二回国会　検察庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）、中小企業庁設置法案（内閣提出）、政治

資金規正法案（本院提出）、消防法案（本院提出）
第五回（特別）国会　統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方自治庁設置法案（内閣提出）、経済安定本部設置法案（内閣提出）、弁護士法案（本院提出）
第七回国会　経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）、運輸省設置法案（内閣提出）、熱海国際観光温泉文化都市建設法案（本院提出）
第十回国会　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）、熱管理法案（本院提出）、司法書士法案（本院提出）
第十三回国会　日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（本院提出）、公益事業令の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十六回（特別）国会　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）
なお、第七回国会において、政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の本院議決案を再議決のため記名投票をもつて採決したが、三分の二以上の賛成がなく不成立となつた。

（二）参議院において、否決した法律案を再議決した例
第十回国会　モーターボート競走法案（本院提出）

（三）参議院に送付後六十日以内に議決しないため否決したものとみなして本院議決案を再議決した例
第十三回国会　国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）
参看　一六三号、三三三号、四六六号、四六七号

第二節　憲法第五十九条第四項の規定による議決

三三三　本院は、参議院が本院送付の法律案を六十日以内に議決しないため、否決したものとみなす。

内閣提出の法律案を参議院に送付の後、国会の休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないとき、議院運営委員会において協議の後、院議をもつて参議院が否決したものとみなす議決を行つたことが

ある。

第十三回国会　昭和二十七年七月三十日、本院は、参議院が国家公務員法の一部を改正する法律案（五月二十九日参議院に送付後六十三日目）及び保安庁職員給与法案（五月三十一日参議院に送付後六十一日目）を否決したものとみなす議決を行い、次いで両案について両院協議会を開くことを求めるに決した。（会議録一三七四、一三七五頁）なお、両院協議会においては、成案を得るに至らなかつた。同日、本院は、参議院が国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（五月三十一日参議院に送付後六十一日目）を否決したものとみなす議決を行い、次いで同案の本院議決案を再議決した。（会議録一三七五頁）

参看　一四七号、三三二号、四六八号

第三節　条約

三三四　条約は、先に衆議院に提出されるのを例とする。

内閣が条約を締結するについては、事前又は事後に国会に提出して、その承認を経なければならない。条約を国会に提出する場合、第一回国会以来、先に衆議院に提出するのを例としている。

三三五　条約は、調印前又は事前若しくは事後に提出される。

条約は、概ね事前に提出されるのであるが、調印前に提出されたことがあり、又事後に提出されたことがある。

(一)　調印前の提出

第十三回国会

日本国との平和条約第十五条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件

国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十九回国会

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（二）事前の提出

第二十一回国会

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めるの件

右の外、第二回国会に一件、第五回（特別）国会に四件、第七回国会に一件、第十回国会に三件、第十二回（臨時）国会に六件、第十三回国会に十六件、第十五回（特別）国会に十三件、第十六回（特別）国会に二十二件、第十七回（臨時）国会に一件、第十八回（臨時）国会に二件及び第十九回国会に二十一件がある。

（三）事後の提出

第十二回（臨時）国会

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件

第十六回国会

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件

三三六　条約と、これと不可分の関係にある交換公文とを一体をなすものとし、条約について議決する。

条約と共にこれと不可分の関係にある交換公文が提出されたときは、条約と一体をなすものとし、条約について承認するか否かを決する。

なお、第十二回（臨時）国会、昭和二十六年十月二十二日、内閣から、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン国務長官との間に交換された公文は該条約と不可分の一体をなすものとして取扱われたい旨の申入があつた。

三三七　条約を審査するため、特別委員会を設ける。

第十二回（臨時）国会、昭和二十六年十月十日、平和条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件の両件が提出され、議院運営委員会においてこれを審査するため特別委員会を設置するに決定し、同日の本会議において委員五十人よりなる特別委員会を設置した。（会議録一頁）

参看　九五号、二一六号

三三八　条約について、委員会の審査を省略して、議決する。

第十九回国会、昭和二十八年十二月二十四日、内閣から奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件が提出され、同協定は同年十二月二十五日から効力が発生するので、同時に委員会の審査省略の要求書が提出された。同日の本会議において、委員会の審査を省略するに決し直ちに議題とし、岡崎外務大臣の趣旨弁明があり討論の後、全会一致をもつてこれを承認するに決した。（会議録一七乃至二二頁）

参看　一四六号、二二一号

第四節　予算

三三九　予算は、年末年始の休会明けの始めに提出されるのを例とする。

一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算は、第二回国会においては、会期中に内閣更迭のため、新内閣による予算の編成が遅れ（四月乃至六月は暫定予算）六月七日に至り初めて提出された。しかし、第七回国会以降は、常会における実質的の審議は、年末年始の休会明けに開会式を行つた後、これに入る例になつたので、開会式の翌日又は翌々日に提出される例である。

参看　一八号、一三五号、二〇四号、四八六号

三四〇　予算が、特殊の事情で、年度前に成立しないため、暫定予算を議決する。

内閣の更迭又は衆議院の解散により、予算が年度前に成立しないため、内閣から一定期間に係る暫定予算が提出され、議決された事例がある。

第二回国会の会期中、片山内閣が昭和二十三年度の予算を提出しないで昭和二十三年三月十日に辞職し、同日芦田内閣が成立したが新内閣による予算の編成が遅れ年度前に成立する見込がなかつたので芦田内閣から四月分の暫定予算が三月二十七日提出され、四月一日に議決された。なお、四月分(前の分の追加)は四月二日、五月分は四月二十四日、六月分は五月十五日、暫定予算補正として提出され、それぞれ議決された。

第五回(特別)国会は昭和二十四年二月十一日に召集されたが新内閣による予算の編成が遅れ、年度前に成立する見込みがなかつたので、第三次吉田内閣から、四月分の暫定予算が三月二十九日に提出され、三月三十一日議決された。

又、第十五回(特別)国会においては、昭和二十八年度予算が参議院において審議中、昭和二十八年三月十四日衆議院解散のため、当該予算は年度前に成立するに至らなかつたので、第四次吉田内閣から四月及び五月分の暫定予算が参議院の緊急集会に提出され、議決された。而して当該暫定予算は、第十六回(特別)国会において本院の同意を得た。なお、第五次吉田内閣から六月分は五月二十五日、七月分は六月二十二日、暫定予算補正として提出され、それぞれ議決された。

参看　三六二号

三四一　予算は、特殊の事情があるときは、撤回の上更に提出される。

予算の審査中、予算委員会において撤回を求めるの動議が可決され組替えて提出するため、内閣において補正予算を撤回し、再提出したことがある。

第二回国会　昭和二十三年一月二十九日に、昭和二十二年度一般会計予算補正(第十三号)及び昭和二十二年度特別会計予算補正(特第七号)が提出されたが、二月五日、予算委員会において撤回を求めるの動議が可決された結果、内閣において組替えて提出するため、二月六日、撤回の要求があり、二月二十四日の会議において院議でその撤回を承諾した。同日、内閣から昭和二十二年度一般会計予算補正(第十四号)及び昭和二十二年度特別会計予算補正(特第八号)として提出された。

参看　一五六号、一六〇号、一六一号

三四二　予算は、これと関係がある法律案の議決前に会議に付する。

予算は、これと関係がある法律案の議決後に会議に付すべきであるが、第一回国会以来、関係法律案の議決をまたないで、さきに、予算を会議に付する例である。

なお、補正予算は、これと関係がある法律案議決の前又は議決後に会議に付している例である。

参看　一三六号、一三七号

三四三　予算に関係がある法律案は、先に衆議院に提出されるのを例とする。

衆議院は予算につき先議権を有するので、予算に関係がある法律案も亦先に本院に提出されるのを例とするが、先に参議院に提出されたこともある。

参看　一三六号、一三七号

三四四　議院において、予算款項の金額を増加修正する。

予算の歳入歳出の総額に増減なく、ある款項の金額を減額して他の款項の金額を増加した事例がある。

第十九回国会　昭和二十九年三月四日　昭和二十九年度一般会計予算

又、予算の歳入歳出の総額を減じ、ある款項の金額を減額して他の款項の金額を増加した事例がある。

第十六回（特別）国会　昭和二十八年七月十七日　昭和二十八年度一般会計予算

参看　二七九号、二八〇号

三四五　継続費を設けるには、国会の議決を要する。

既定の継続費の総額、年限及び年割額を改定するには、国会の議決を要する。

継続費の制度については、憲法には何等の規定もなく、第十二回国会までは、継続費を認めていなかつたのであるが、第十三回国会において財政法が改正され継続費の制度が創設された。よつて新たに予算に継続費を設けるには、国会の議決を経なければならない。又、一度国会の議決を経た継続費について、その総額、年限及び年割額を改定するには、国会の議決を求めなければならない。

継続費が初めて予算に計上されたのは、第十三回国会の昭和二十七年度予算であつて、同予算において継続費として、北海道開発庁の幾春別川総合開発事業費及び建設本省の鬼怒川外二河川総合開発事業費を計上し、国会の議決を経て定められた。而して第十九回国会に、昭和二十九年度一般会計予算

において右事業費の既定の総額、年限及び年割額を改定して提出し国会の議決を経た。

三四六　款項の削除は、款項及び金額を抹消する。

第十三回帝国議会以来、予算の款項が削除されたときは、その款項及び金額の全体を抹消するのを例とする。

参看　三五五号、三五九号

三四七　予算の編成替を求めるの動議が提出されたときは、本案とともに討論に付し、採決は、これを先にする。

会議において、予算の編成替を求めるの動議が提出された場合、この動議は、内閣に対して予算の編成替を求めるものであるから、先決問題として直ちに採決すべきものであるが、その可否についても討論をすることができるので、便宜上本案と併せて討論に付するのを例としている。ただ採決に際しては、この動議を先に採決する。

第十五回（特別）国会　昭和二十八年三月二日の会議において、昭和二十八年度一般会計予算外二件に対して、宮澤胤勇君外九名及び河野密君外三名から編成替を求めるの動議が提出され、本件と一括討論に付された後、採決に際しては、この動議を先に採決した。（会議録五二九乃至五六〇頁）

第十五回（特別）国会、昭和二十七年十二月十六日（会議録一四一乃至一六〇頁）、第十六回（特別）国会、昭和二十八年五月二十九日（会議録六二乃至六六頁）、同、昭和二十八年七月十七日（会議録三七四乃至三八九頁）、同、昭和二十八年六月二十七日（会議録一八〇乃至一八五頁）、第十七回（臨時）国会、昭和二十八年十一月三日（会議録一八八乃至一九八頁）、第十八回（臨時）国会、昭和二十八年十二月五日（会議録六一乃至六九頁）、第十九回国会、昭和二十九年三月四日（会議録一九七乃至二一一頁）、第二十回（臨時）国会、昭和二十九年十二月四日（会議録一一一乃至一一七頁）に同一事例がある。

参看　二九二号第一の(二)、二九三号

三四八　予算について、憲法第六十条第二項の規定により、本院の議決が国会の議決となる。

第十九回国会、昭和二十九年三月四日、本院は、昭和二十九年度一般会計予算、昭和二十九年度特別

会計予算及び昭和二十九年度政府関係機関予算を議決し、参議院に送付したが、参議院は予算を受取つた後、三十日以内に議決するに至らなかつたので、四月三日（三十一日目）憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた。

参看　一六四号

第五節　決算

三四九　決算は、議決に至らないときは、後の会期においてこれを審議する。但し、再び印刷配付はしない。

決算は、一度提出されたときは、審議未了の場合には国会法第六十八条の規定に拘らず後の会期において審議し、その会期においても亦審議未了に終つたときは、更にその後の会期において審議する例である。これらの場合において、後の会期に再び提出されることはなく、継続議案の場合と同様に決算委員会に付託されるのみで、更にこれが印刷配付は行わない例である。而して、衆議院が解散された場合においても同様である。

参看　一三九号

三五〇　決算は、これを是認するか否かを議決する。

是認しない部分については、不法又は不当と議決する。

決算は、全部を議題とし、その採決は、委員長の報告通り是認するか否かについてこれをなし、是認しない部分については、不法又は不当と議決する。

三五一　決算は、これを議決しても参議院に送付しない。

決算は、第八回帝国議会において、議決しても貴族院に送付しないと院議をもつて決定し、爾来貴族院に送付しなかつたが、第一回国会以後もこの先例を踏襲し、議決しても参議院に送付しない。

（備考）

第六回（特別）帝国議会　明治二十七年五月十六日、本回はじめて提出された決算を審査せしめるため、予算案と同じく部毎に三名の常任委員を設けるべしとの動議を可決し、決算委員二十七名を選挙した。（速記録四乃至六頁）而して、衆議院規則の改正は、第八回帝国議会に至つてこれを行つた。

同年五月二十四日、決算委員長より国家の歳出入決算に関する帝国議会の権能について左記事項の決定を求めた。（速記録二二八頁）

一　帝國議會ハ憲法第六十四條ニ於テ國家ノ歳計豫算ニ對シ協賛ノ權利ヲ有スルト同時ニ憲法第七十二條ニ於テ國家ノ歳入ニ對シ正確ナル決算報告ヲ受ケ之レニ承認ヲ與フルノ權利ヲ有スルモノトス

一　帝國議會ハ行政百般ニ對シ監督ノ權利ヲ有スルト同時ニ國庫ノ收支決算上違法ノ行爲ニ對シ最終ノ裁判權ヲ有スルモノトス

一　帝國議會ハ行政各部ノ違法收支ニ對シテ最終ノ判決ヲ下シ之レヲ政府ニ通牒シ責任アル處分ヲ要求スヘシ若シ政府ニ於テ其職務ヲ怠ルトキハ帝國議會ハ上奏スルコトヲ得ルモノトス

一　衆議院ハ決算報告ニ對シ院議ヲ決定シテ之ヲ貴族院ニ送付スルモノトス

一　帝國議會ハ決算報告ニ對シ政府ニ質疑ヲ要スヘキ事件アルトキハ當局者ヲシテ辯明セシムルコトヲ得ルモノトス

議長（楠本正隆君）は、同月二十六日これを院議に付したが、駒林廣運君の動議により、本件はこれを議するを要しないものと決定し、（速記録二五一頁）、次いで解散のため決算は議題とならなかつた。

第八回帝国議会　明治二十八年三月二十三日、明治二十五年度決算の会議において、波多野傳三郎君は、決算は法律案、予算案、承諾を求める議案と同じく議決の上はこれを貴族院に送付すべしとの動議を提出したが、院議は、この動議を否決した。（速記録九三五頁）

第七回国会　昭和二十五年三月八日、決算委員会において、決算制度及び決算審議について学識経験者より参考人として意見を聴取したが、その中で、決算は、予算に準じて取扱い、先に衆議院に提出し議決後参議院に送付すべきであるとの意見が述べられた。（決算委員会議録第七号）

参看　一三八号

三五二　国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書については、これを是認するか否かを議決する。

国庫債務負担行為総調書並びに日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、異議の有無を議決する。

国有財産法第三十四条による国有財産増減及び現在額総計算書、同法第三十五条による国庫債務負担行為総調書及び放送法第四十条による日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、それぞれ委員会の審査を経た後、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書については、これを是認するか否かを議決し、その他については、異議の有無を議決する。これらの案件は、決算と同じく、議決に至らないときは後の会期において審議し、又議決しても参議院に送付しない。

参看　一三九号

第六節　承諾を求めるの議案

三五三　承諾を求めるの議案は、本院に先に提出されるのを例とする。

第一回国会以来、承諾を求めるの議案は、全部衆議院に先に提出されている。

三五四　承諾を求めるの議案については、承諾を与えるか否かを議決する。

承諾を求めるの議案については、単に承諾を与えるか否かについて採決する。而して、議決の上は参議院に送付する。

三五五　承諾を求めるの議案については、その一部に承諾を与えることができる。

帝国議会当初、予備金支出の件は、一件中の或る費目につき承諾を与えないときは、その一件全部が不承諾となつたが、第二十一回帝国議会以来、一件中の各費目は可分的に議決することができるのであるから、一部に対する不承諾をもつて全部に及ぼさないこととなつた。国会になつてからも、予備

費使用総調書については、この例によつている。

不承諾となつた部分は、これを抹消して、参議院に送付する。

第五回（特別）国会　決算委員会は、審査の結果、昭和二十二年度予備費使用総調書中、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費のうち経済安定本部の項、内閣所管、総理庁火災復旧に必要な経費、文部省所管、工業専門学校の経費、運輸省所管、水路図誌回収に必要な経費については、承諾を与うべきものにあらず、その他は承諾を与うべきものと報告し、昭和二十四年五月十二日の会議において、決算委員長の報告の通り議決し（会議録四二七頁）、承諾を与えなかつた部分を抹消して参議院に送付した。

参看　三四六号、三五九号

三五六　承諾を求めるの議案で、議決に至らなかつたときは、次の会期に再び提出される。

承諾を求めるの議案で、解散その他の事由により、議決未了となつた場合には、承諾を求めるため、再び次の会期に提出される。次の国会が臨時会であるときは、常会又は特別会をまつて提出される。

第二回国会に提出された昭和二十二年度予備費使用総調書、昭和二十二年度予備費使用総調書（その2）昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書、昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書（その2）の四件は、本院決算委員会において、審査未了となつたが、第五回（特別）国会に再び提出され、両院において承諾された。（第三回国会は臨時会であり、第四回国会は常会であつたが、昭和二十三年十二月二十三日解散となつたため、提出されなかつた。）

参看　一四〇号

第七節　国会の承認を求めるの件

三五七　国会の承認を求めるの件については、承認するか否かを議決する。

国会の承認を求めるの件が提出されるのは、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、承認を求めるの件、漁港法第十七条第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件、公営住宅法第六条の規定に基き、承認を求めるの件、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求

めるの件等である。

国会の承認を求めるの件は、委員会の審査に付し、その報告をまつて、会議において委員会報告の通り承認するか否かについて採決する。

三五八　国会の承認を求めるの件について、内閣が修正する。

国会の承認を求めるの件について、委員会の議題となる前に、内閣が修正したことがある。

第七回国会において、運輸委員会に付託された、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件が委員会の議題となる前、昭和二十五年四月三十日内閣が、海上保安監部を五箇所に、海上保安部を二十六箇所に設置するにつき承認を求める原案を、海上保安監部を一箇所に、海上保安部を三十九箇所に設置することに修正した。（運輸委員会議録第三十五号一、二頁）

参看　一五六号、一五七号、一六二号

三五九　国会の承認を求めるの件については、その一部を承認することができる。

国会の承認を求めるの件について、その一部につき承認の議決をしたことがある。この場合には、承認しない部分については、これを抹消して参議院に送付する。

第五回（特別）国会　昭和二十四年五月二十日の会議において、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件を議題とし、広島、今治、岡山、久留米、足利、松本、加茂、浜松の八箇所に繊維製品検査所の支所を設置するにつき承認を求める原案に対し、広島、岡山、久留米を除く五箇所につき承認する旨議決し（会議録八〇一頁）、承認しない部分は抹消して参議院に送付した。

参看　三四六号、三五五号

第八節　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件

三六〇

三六〇　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件は、委員会の審査に付し、その報告をまつて議決する。

公共企業体等仲裁委員会において公共企業体等の予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする裁定が行われたときは、内閣は、十日以内に（国会が閉会中のときは国会召集後五日以内に）、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。而して内閣からは、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件として十日以内に提出されるが、閉会中裁定が行われたときは召集の日から五日以内に提出されるのが例である。この案件が提出された場合には、議案と同様に取り扱い、適当な常任委員会に付託し、委員会においては、予算上、資金上支出不能か否かを審査し、これを承認すべきものとするか承認すべきものでないとするかを決定し、報告する。議院の会議においては、委員会の報告の通り決するか否かについて採決する。

本院の議決があつたときは、これを参議院に送付する。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件の提出された件数は、十四件である。

第七回国会

承認すべきものでないと議決したもの（国有鉄道）　一件

（本件は、両院の議決が一致しなかつたので、国会の承認がなかつた。）

消滅したものとして審議を要しないものと議決したもの（専売公社）　一件

第九回（臨時）国会

裁定につき、昭和二十五年度において四十九億五千百八十一万三千円（国有鉄道）　一件

を限度としてこれを承認し残余はこれを承認しないと議決したもの

（本件は、第七回国会に提出され、第八回国会及び第九回国会に継続したものである。）

第十二回（臨時）国会

自然消滅となつたもの（専売公社）　一件

第十五回（特別）国会

裁定中、第一項は、昭和二十七年十一月以降実施するもの（国有鉄道）（専売公社）　二件

のとしてこれを承認すべきものと議決したもの

第十八回（臨時）国会

裁定中、第一項は、昭和二十九年一月以降実施するもの（専売公社）（外六件）　七件

としてこれを承認すべきものと議決したもの